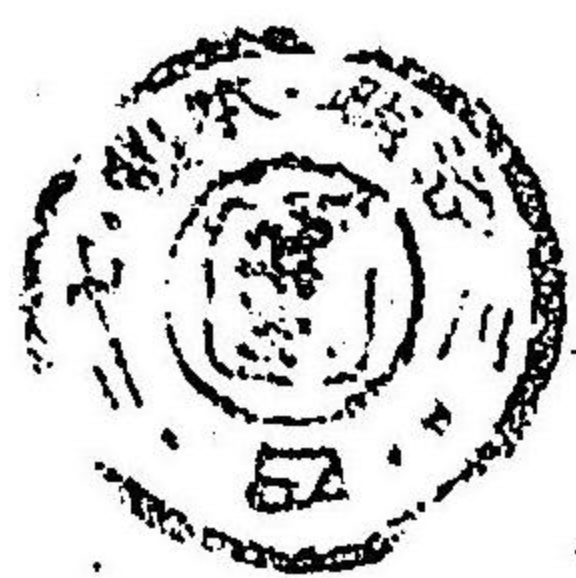


高田早苗講義

國憲法完

東京專門學校藏版



帝國憲法目次

緒論

第一章 憲法の定義

第二章 憲法の由來

第三章 憲法の種類

第四章 憲法の前文

本論

第一章 天皇

第二章 臣民權利義務

第三章 帝國議會

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五章 司法

第六章 會計

帝國憲法目次完

帝國憲法

高田 早苗 講述

緒論

第一章 憲法の定義

帝國憲法を講ずるに當て先づ憲法なるもの、定義を下すは至當の順序なり。西洋各國の諸大家が憲法に下したる定義は一にして足らず。今其中より最も穩當なりと思考する定義を参考の爲めに掲ぐへし。

近來多く學者間に採用せらるゝ定義の中英國の憲法學者ダイシの下したるもの、如き極めて適當なるもの、一なり。曰く『憲法は主權の分配若くは使用の方法を直接又は間接に規定する所の規則なり』と。米國の有名なる憲法學者クローは曰く『憲法は主權の由て以て執行せらるゝ所の原則及び條規の一體なり』と。獨逸のロンチは曰く『憲法は國體及び元首と臣民との法律上の關係を規定するものなり』と。英國のバチホットは曰く『憲法は一國の政權を掌握する所のもの其相互

の關係、法律を制定する方法、之を執行する方法、及び國民は虐政に對して如何に防禦の途を有するかを定むる所の規則及び習慣なり」と。其他學者に依り種々の説を爲すと雖も一々茲に掲ぐるの必要なし。

或は憲法なる文字に二種の定義ありと云ふものあり。其説に依れば「憲法なる名稱は二種の意義を有す。其一是實質的意義にして、其二是形式的意義なり。實質的意義とは其含有する所の材料上より觀察を下したる名稱にして、形式的意義とは其發揮する効力上より觀察を下したる名稱なり。第一の意味を以て憲法と云ふ時は國家主權の本體、及び其作用を規定する諸般の法規の總稱にして、第二の意味を以て憲法と稱する時は國家が既に憲法と名けて發布したる最高法典の特名なり。故に前者を稱して國法と云ひ、後者を稱して憲法法典と云ふ」と。惟ふに此區別は適當にして且便利なり。而して吾人の目的は國法を研究するに非ずして、大日本帝國憲法と稱する憲法法典を研究するに在り。

第一章 憲法の由來

帝國憲法の義理を講ずるに先ち、憲法は如何なる由來あるかを一言せざるへから

す。憲法は太古ギリヤスの時代に於て既に之あり。例之ソロンソロンの憲法、ドラコドラコの憲法、クリセニスの憲法の如き是なり。然れども此等は今の所謂憲法なるものと其性質を異にする所あり。若し此等を以て歐米諸國に行はるゝ現在の憲法の祖先と云ふを得ば、日本憲法の祖先は聖徳太子の憲法なりと云ふを得べきに似たり。現に世界に行はるゝ憲法はチュートニック人種の發明なりと稱すべし。彼の自由は獨逸の深林より出てたるとは古人の嘗て唱へたる所なり。之と共に憲法政治の萌芽も亦獨逸の深林に發生したると疑を容れず。然れども其大に發達したるは日耳曼、即ちチュートニック人種の一部なるアングロサクソンの種類が英國に渡來せる以後のことなり。英國の古代、即ちサクソン時代と稱するときに當て其地方の州郡町村等に自由民の集會あり。代議の制度も亦地方政治に行はれたり。而して中央に於ても賢人集會ウイテナゲモットと稱する議會ありて大政に參與したり。其後サクソン王統亡ひてノルマン王統代り立てるに及んで其諸王か貴族と軋轢せる結果、人民をして王室に加擔し、貴族に反對せしめんか爲めに善政を約束し憲章を出せること數次なり。降てジョン王の時に至り貴族人民

共に其壓制に堪ゆる能はず、遂に相結ひ王をして大憲章を發布せしめたり。惟ふに今の所謂憲法と稱するものは其源を此等の諸憲章、殊に大憲章に發したるや疑を容れず。即ち今の所謂憲法なるものは英國古代の君主か人民に對して出したる禮文の進化せるものなり。其後英國に於て王者壓制を爲せる毎に人民大憲章の約束を履行すへき誓約を爲さしめたること一にして足らず。而してチャールズ一世の時、權利請願を議決し、ウィリヤム三世の時、權利法典出で。其後重要な憲法的法律數多議決せられ、加之善美なる習慣多く發達し、終に今日の英國憲法なるものを大成するを得たり。

然れども英國に於ける憲法の由來は不成典憲法の由來にして、成典憲法の由來に非ず。而して成典憲法は千七百八十七年北米合衆國に於て始めて之を制定したり。蓋し北米合衆國の人民は多く英國人にして、隨て英國憲法の善美なるを知れり。且つ當時佛蘭西にモンテスキューなる者あり、英國憲法の善美なる所以を悟り、萬法精理なる書を著して大に之を稱揚せり。北米合衆國人民は本國の壓制堪ゆる能はず、終に之れに對して反旗を翻し、一大共和國を建設するに當り、モンテ

スキューの所説と各自の祖先か傳へたる英國憲法の實際上の智識とに依り、彼ら米國憲法なるものを制定せり。左れば米國憲法其者の祖先は大憲章及英國諸王が發布されたる憲章なるへしと雖も、成典憲法は此合衆國の憲法を以て嚆矢なりと言はざる可からず。合衆國此憲法を制定したる後、佛國も亦憲法を制定せり、時に千七百九十一年なり。佛國は其後憲法を改正し、若くは新に制定したること一回にして足らず、今日に至る迄十二回の多きに達せり。獨逸帝國に於ては其南部聯邦諸國は千七百八十九年に憲法を作れり。北部聯邦諸國は千八百三十年に憲法を制定し。普漏西は千八百四十八年に憲法の制定に着手し、翌年漸く其終りを告げ、千八百五十年始めて之を公布す。是れ則ち現在の憲法なり。其他歐米諸國が憲法を制定したる顛末一々茲に述ふる能はず。今日に於ては其數數百に達せりと云ふ。大日本帝國憲法は世界に於て最も新らしき憲法なり。

第二章 憲法の種類

法律に公法私法の差ありて、其中憲法は公法の部類に屬すること、今こゝに説くのを要なし。而して憲法に種類あり、其軀裁上より區別すれば成典憲法、不成典憲法の

二種にして其制定の手續より區別するときは欽定憲法、國約憲法の二種なり。又其改正の手續より云へば硬制憲法、軟制憲法の二種に區別するを得へし。先づ憲法學上の區別より論せんに、古來の學者は憲法に成文不成文の區別あることを云へるもの多し。然れども其用ゐる所の文字穩當ならざるに似たり。何となれば世界成文憲法は素より之ありと雖も、不成文憲法なるものあることなし。或は英國憲法を以て不成文憲法の模範と爲すと雖も、英國憲法は決して不成文ならざるなり。抑も英國憲法と稱するものの中に不成文の部分なきに非ず。然れども其全躰を指して不成文なりと言ふを得ざるなり。英國憲法中に大憲章なるものあり、是れ成文なり。權利請願なるものあり、是れ成文なり。權利法典なるものあり、是れ亦成文なり。其他人身保護法、王位繼承令を始めとし、成文なるもの一にして足らず。故に憲法を別つて、リッツン即ち成文、アンリッツン即ち不成文とし、英國憲法を目して不成文と爲すは非なり。然れども成文不成文の區別無きと同時に成典(コデフィド)不成典(アンコデフィド)の區別は之れあり。英國憲法は不成文ならずと雖も、不成典なるに相違なし。所謂成典憲法とは憲法的の條項一法典

中に纏まり居るものを云ふ。然るに英國憲法は然らざるものなればなり。

成典憲法、不成典憲法の區別は右に述ふる如し。而して其得失如何に就きブルンチエリイ説を爲して曰く『立憲君主政躰は何れの躰裁にても成立するを得べし。然れども予は不成典憲法の重要なるを疑はさると同時に、成典法律を以て政權を確認する憲章の最も價值あるを斷言せん。何となれば是れ近世の狀態に最も適當なればなり。惟ふに權利の知覺は習慣と直接なる關係に於て發達せず。故に成典憲法に依り之を鞏固ならしめ、始めて安全に且明瞭なるを得へし』云々。米國の政治學者リーベルは又成典憲法の利益を枚舉して左の如く云へり。

『第一 人民從來は政治思想に乏しく隨て自治制度の發達不便なる場合に當り、成典憲法は之を發達せしむるの端緒を與へたるものなり。而して人民の活動不充分なるにも拘はらず、成典憲法は之をして漸次に民權を重んじ、政治思想を發達せしめ、且遂に人民の權利を完からしむ。』

第二 成典憲法は政治の不活潑なる時に際し人心を振起せしむるの良藥となるものなり。政治思想發達せず、愛國心盛ならず、人民自から政府の侵略を拒く

能はざるに際し成典憲法あるときは善く之を防ぐとを得るなり。

第三 若し成典憲法ある時は大義分明にして人民勇氣を生せん。蓋し權力を握るものは憲法の成典なると不成典なるとを問はず往々之を蔑視することありと雖も成典憲法の國に於ては此の如きことあれば遂に革命を來たさん。汝は國家根本の法を破るか、汝は汝の國の大法規を破らんとするか、之を守護するは汝の任なるに汝は之を撲滅せんとするかと云ふか如き譴責を恐れて權を握れるもの其壓制を止めしことなきに非ず。

第四 總て法律に關する事柄は成るべく明瞭に定むるを要す。蓋し混亂は權利の反對なればなり』と。

之を要するに不成典憲法の得失は詳かに茲に論するの必要なし。其故如何となれば不成典憲法は憲法の祖國たる英國を除き他に多く之なければなり。英國は憲法の産地なり。英國憲法は英人の作りたるものには非ずして英國に發生したるものなり。左れば其軀裁に至ては不成典なるや論を俟たずと雖も、之に倣ひて憲法を制定する他國が特に其憲法をして不成典ならしむるの必要なし。寧ろ英

人が多くの歳月を閑して發達せしめたる憲法的習慣を集めて以て成典と爲すの適當なるを覺ゆるなり。

憲法制定の手續上より分ちたる欽定憲法、國約憲法の區別に就ては學者間に種々の説あり。欽定憲法とは一國の元首自から定むる所のものにして、國約憲法とは一國の人民代人を撰み、審議決定せしめたる憲法を云ふ。或は國約憲法は悉く眞憲法にして欽定憲法は多く不良なるか如く言ふものありと雖も、蓋し皮想の見たるを免かれず。思ふに細工の流々は其仕上の如何に關係なきなり。欽定國約の區別は憲法制定の手續より生したるものにして憲法の性質に關係あらず。且憲法の欽定なると國約なるとは其國の事情憲法制定の當時に於ける狀況に依りて定むるものたり、其國從來の國躰如何に依ること又少なからず。熟々世界に於ける各立憲國の憲法を見るに君主國に於ける憲法は多く欽定に出で、共和國に於ては國約を以て定むるものゝ如し。君主國に於ては主權君主に在り。故に其政躰變して立憲國となるに當ては從來の主權者自から其權利の幾分を割きて人民に附與し、之をして參政の權を得せしむるを以て至當の順序なりとす。左れと彼の

憲法の祖先と稱せられたる英國の大憲章の如きは元と貴族と人民とが王者の抑壓に苦み結局兵力を以て之に迫り、終に王をして善政を約束せしめ憲章を發布せしめたるに外ならずと雖も、大憲章其者の躰裁より云へば毫も脅迫の結果に出たる如き痕跡なく、ジョン王の自由意思に依りて發布せられたるか如き躰裁を具ふる純然たる欽定の憲章なり。大憲章にして既に此の如し。况んや其君主國の憲法に於てをや。彼の米國憲法の如きは十三州の民其本國に叛きて獨立し、人民の外は他に主權者なきか故に代議士をして憲法の個條を審議決定せしめ、所謂國約憲法の躰裁を爲せるものなり。是に依て之を觀れば欽定國約なる憲法の區別は事情によりて生ずるものにして之に就ては深く吾人の多辯を費すを須めず。硬性憲法、軟性憲法の區別は憲法改正の難易に依りて起りたる名稱にして此區別を主唱したるは英國の憲法學者ダイシーなり。ダイシー曰く「軟性憲法とは其下に於て如何なる種類の法律も同一躰に依り同一の容易と同一の方法とを以て法律上改正せらるべきものを云ふ。我英國憲法の軟性なるは王室と上下兩院と如何なる法律をも修正し廢止し得るか爲なり、(中略)。我輩英國人民か憲法と稱す

る法律は其事項か國家根本の制度に關係あるか爲にして他の法律より法律上神聖なるか、若くは改正し難き爲に非す」と。又曰く「硬性憲法とは其下に於て憲法即ち根本大法と稱する者が同一なる方法を以て修正され能はざる者を云ふ。例之白耳義若くは佛國の憲法の硬性なる所以は、白耳義若くは佛蘭西の國會が其通常の資格を以て根本大法、即ち憲法を修正し、若くは廢止する權力なきに依る」と。右述ふる如く硬性軟性の區別は之を修正する手續の難易に依るものなり。然り而して軟性憲法は英國の如く不成典憲法に多くして、成典憲法は概して硬性なり。既に憲法と稱する法典あらは其改正の手續を鄭重にし、他の法律と區別するは蓋し自然のことなり。然れども憲法硬きに過くるときは人民之に對して不満を抱くに當り、之を修正するの手續煩雜なるか爲め到底尋常の手續、即ち手段を以て其目的を達すること能はじと思惟し、終に革命を企つるか如きことあるべし。憲法の性質硬きに過くるは國家大亂の基なりと云はざる可からず。

以上述ふる所に依て憲法の種類及び其特質明瞭なるへし。而して大日本帝國憲法は如何なる種類の憲法なるやと云ふに、成典憲法にして欽定憲法なり。其改正

の手續通常法律と異なる故に硬性憲法なること又疑を容れず。

一一

第四章 憲法の前文

帝國憲法の正條に就て論ずるに先ち其前文に關して多少説明を爲さざる可からず。明治廿二年憲法發布の當時に於て之と共に公にせられたる三種の文章あり。其一は天皇陛下が皇祖皇宗の神靈に向ひ給ひ、其御遺訓に基きて皇室典範及び憲法を制定し給へる旨を告げ、併せて憲法の條章を履行して愆まらざらんことを誓はせられたる告文なるもの是なり。其二は憲法發布式の當時に於ける勅語にして、其三は則ち前文是なり。抑も告文と勅語とは憲法の本体に關係なしと雖も、前文は憲法の序文にして其關係少なからざるを以て、憲法の解釋を爲すに當ては之を等閑に付す可からず。倩ら歐米立憲國に於ける憲法を見るに或は前文を備ふるあり、或は備へざるありと雖も、之を備ふる所の憲法に就ては憲法學者たるもの頗る其解釋に注意するものゝ如し。憲法の前文にして最も有名なるは北米合衆國憲法の前文即ち「ブリアンブル」是なり。米國憲法の前文に掲げたる「吾々、合衆國の人民」云々の文字は憲法學者の最も注意する所にして、此文字あるか故に米國の

國躰始めて明瞭なりと云へり。則ち之に依て米國は政治學者の所謂「ブリアンブル」にして「スタアテンバンド」に非ず。各州一時の目的を以て連合したるものにして非ずして永久の聯邦國なることを示すものなりと云へり。是に依て之を見れば憲法の前文なるものは往々其精神を發揮し、大綱を示すものにして決して忽せにす可きものならざるや明かなり。

大日本帝國憲法の前文は分れて六節を爲す。第一節は先づ帝權の由來を示し、此憲法の今上天皇より出づる所以を明かにして曰く「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ク萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ」云々と。而して此憲法を制定する理由を示して曰く「朕カ親愛ナル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ幸福ヲ増進シ、其ノ懿德良能ヲ發達セシムルコトヲ願ヒ、又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ」云々と。則ち陛下は專制の主義を捨て、立憲愛民の主義を採り給ひ、民と俱に國の進歩を圖り給ひ、以て其幸福を増進せんか爲めに此憲法を發布せられたるものなり。而して此憲法は陛下親から其條章を履行し給ふのみならず、陛下の後嗣之を守り給ふの義務ありて、臣民及臣民の子孫は勿論

永く之に従ふの義務あることを特に明示させ給て曰く『茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム』云々。

第二節に曰く『國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ』云々。是れ天皇の統治權は世襲の特權にして他人の争ふへからざる所たるを示すと同時に之に關して義務を負ひ給へるなり。則ち憲法の條章に循ひ統治權を行ふことは是なり。

第三節に曰く『朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス』云々。則ち臣民の財産及權利と雖も國家を保全し其目的を達せしむるに必要な部分は或は之を減損することあるへしと雖も憲法及法律の範圍内に於て之を減損するは陛下素より爲し給はずして他人の之を爲すを嚴禁し飽く迄も之を保護し給ふへしとの御意を示せるなり。

第四節は明治二十三年を以て帝國議會を召集し其時に於て憲法有効の期と爲すへき旨を定めたるなり。蓋し如何なる法律も其施行期限なかる可からず而して憲法素より然り。憲法は帝國議會開くと共に始めて運用せられ擁護せらるゝものなるを以て其開設の時を有効の期と定めたるなり。

第五節は憲法改正の事即ち「アメンドメント」の方法を述べたるものにして前文中の骨髓とも稱すへき大切な文字なり。則ち第五節の明示する所に依れば憲法を改定變更するに當て左の五件を必要とす。

- (一) 或る條章を改正するも憲法全軀を變更すへからざること
- (二) 必要なる時宜を見ずして改正す可からざること
- (三) 改正の案を提出する權は皇帝陛下及其繼統の御子孫なること
- (四) 改定は帝國議會の決議に依ること
- (五) 議會に於ける憲法改定の決議は此憲法に定めたる要件に依るへきこと

第六節は憲法執行の責任は在廷の大臣に在ること及現在日本臣民及其子孫は永遠に此憲法を遵守するの義務あることを述べたり。則ち在廷の大臣は憲法に依

て政事を行ひ、之に違背する時は其責に任せざる可からず。即ち立憲國に於ける國務大臣の責任は第一に憲法を遵守するに在ることを特に茲に示し、而して臣民は勿論又條章の規定に服従するの義務ある旨を定めたるものなり。以上は帝國憲法前文の要旨に過ぎず。而して其言ふ所は憲法制定の精神を發揮し、併せて憲法全條の大義を示せるなり。之を要するに憲法前文の深味は逐次其條章を研究したる後愈々明瞭なるに至らん。

本論

第一章 天皇

我大日本帝國憲法は七章七十六條に分たる。而して其第一章は専ら天皇の大權に就て規定する所あり。憲法義解に曰く『恭て按するに天皇の寶祚は之を祖宗に承け之を子孫に傳ふ、國家統治權の存する所なり。而して憲法に特に大權を掲げて之を條章に明記するは憲法に依て新設の義を表するに非ずして、固有の國躰は憲法に依て益々鞏固なることを示すなり』と。

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

本條は大日本帝國の國躰と、大日本に君臨し給ふは如何なる皇室なるやを特に示したるものなり。則ち日本國の國躰は大日本帝國と稱するに依て明かにして、其民主政躰の國に非ず、貴族政躰の國に非ず、君主政躰の國なること、之に由て明かなり。君主政躰に二種あり。一を王政と云ひ、一を帝政と云ふ。大日本國は帝政國にして王政國に非ざるなり。プルンチユリ帝政と王政との差別を解て曰く『抑も王政なる觀念は一國民に關係を有し、帝政なる觀念は人類全般に關係を有す。』

王政は一國家に限るものにして、帝政は世界の王冠を意味するものなり。帝者の王者に勝れること恰も人類全般の一國家に勝るか如し。故に東洋帝國の諸君主は常に王の王と稱せり。西洋に於てはシュエリヤス、シイザル始めて羅馬をして全世界を統治せしめんと企圖し、而して歴史は此高尙なる觀念に彼の名を付せり云々』と。ブルンチユリーの云へる如く、帝國なる觀念は國家學上世界國を指すものにして、王國は世界の一部を指す。故に帝と云へば世界の君主にして、王と云へば其一部の君主なり。何故に帝國なる文字は斯く廣大なる意義を有するかと云ふに、羅馬帝國實に當時の開明諸國を其範圍内に包含したるに依る。ブルンチユリーか歴史は此高尙なる觀念に彼の名を付せりと云ふは、羅馬帝國及び神聖羅馬帝國に於て其君主即ち皇帝を指してカイザルと稱するを云ふなり、今日に於ても露國は其君主をザルと稱す。ザルは即ちカイザルのザルなり。獨逸は其君主を羅馬に於けるが如くカイザルと稱す。惟ふに人類全軀を一國家内に包含するは則ち眞の帝國なりと雖も、之を實際に見るは未來のとなり。然れども今日に於ては尙ほ帝國の意義は王國より廣く、帝號は王號よりも貴きこと疑を容れず。

萬世一系の天皇なる文字は日本國に君臨し給ふ皇室は如何なる皇室なるかを示せるものなり。外國の例を云へば、茲に皇室の家號を掲ぐるを通例とす。則ち英國に於てはハノバル、普魯西に於てはホウヘンゾルレン、埃太利に於てはハプスブルグ家の如し。然るに我日本に於ては國初以來連綿たる一皇室を戴くか故に特に茲に皇室の家號を掲ぐるの必要なし。單に萬世一系の天皇とあるは之れ實に日本帝國の大名譽なり。世界各国の皇室孰れも舊家ならざるはなし。例へば英國の如き今のヴィクトリヤ女皇は昔サクソン征服の時に英國に渡來し、ウエツセクス王國を基したる酋長サルツクの後裔にして、歴史家は往々女皇の脈にサルツクの血流ると稱し其舊家なるを誇ると雖も、然れどもサルツクよりヴィクトリヤに至る迄一系の皇統連綿たるに非ず。萬世一系と稱し得べきは實に我帝國の皇室の外他に絶えて之あらざる所なり。

次に天皇と云ふは、單に帝と云ふと異なりて、日本の帝なることを忘る可からず。即ち帝と云へば普通の名稱にして、天皇と云へば固有の名稱なり。日本に於て天皇と云ふは獨逸に於て其帝をカイザルと云ひ、露西亞に於て其帝をザルと云ふか

如く、其特稱なることを記憶するを要す。次に之を統治する文字に就て説明せんに、憲法義解には「統治は天位に居り、大權を統へて國土及臣民を治むるなり。古典に天祖の勅を擧げて瑞穂國是吾子孫可王之^カ地宜爾皇孫就而治焉^ユ」云々と。則ち統治とは去らすの義なり云々と。而して茲に統治なる文字あるか故に所謂統治權なるものと主權なるものと區別あるや、又同一なるやの問題起らざるを得ず。主權なる語は佛蘭西の學者^シイン、ポテン^カ始めて用ゐたる所にして、其後公法學者の頻に用ゐる所なりと雖も、其意義一ならず。然れどもポテンの解釋に依れば主權は則ち專制權にして國家に於ける最高最強の權力なり。若し夫れ主權を解釋すること斯の如くならば統治權は主權の別名なりと云ひ難し。然かるときは天皇陛下は專制權を握らせ給ふこととなりて其憲法を遵守し給ふの義務自から消滅するに似たり。故に此嚴格なる意味に依り主權を解する時は統治權と同じからすと云はざるを得ず。或は曰く「主權に二種あり、國家主權、君主主權是なり。國家主權は專制權にして國家に存し、君主主權は君主に存して專制權に非ず。只國家の元首が有すべき最高の權力なり」と。此意義に依りて云ふ時は統治權は國

家主權に非ずして君主主權なりと云ふを得へき乎。然り而して若し主權と統治權と同一物なるとなすに於ては君主は別に憲法を遵守し給ふ道德上の大義務を負はせらるゝことを深く記憶せざるべからず。

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第一條に於て大日本帝國を統治し給ふは如何なる皇室なるかを定めたるが故に第二條に於ては其皇室中に於ける皇位繼承の順序を定む。但し其詳細に至りては皇室の一家憲法なる皇室典範を以て規定すると爲し、憲法に於ては皇男子孫繼承云々といふ大躰を定めたるに過ぎず。國法學者の説に據れば立憲國に於て皇位繼承は憲法を以て定むるを至當とするものゝ如し。曰く「世襲法なるものは國法に於て必ず之を豫定すると緊要なり。何となれば此事特に國家の安危に關する大なればなり。世襲法は必ず憲法を以て定むべし、君主の意思を以て變更すべからず」と。今此説に依る時は皇位繼承を皇室典範に規定するは稍變則なるに似たりと雖も、我皇室典範は樞密院顧問の諮詢を経て制定せられ、其改正増補の場

合には皇族會議及樞密院顧問に諮詢せらるゝものなるを以て、之に依りて皇位繼承の順序を定むるは婚姻條約等によりて猥りに之を定むると大に異なれり。且つ之を日本の國躰より云ふも、憲法以外に皇室典範ありて皇位繼承の法を定むるは敢て不適當ならざるに似たり。

此箇條によりて見れば日本の皇位は皇男子孫繼承するものにして皇女は皇位を繼ぐを得ざるなり。是れ日本古來の習慣に反するが如く思ふもの或は之あるべしと雖も、然らず。歴史に依りて考ふれば古來日本國が女皇を戴きたる場合は異例變則にして後世の標準とするに足らざるなり。女帝は位を攝するの意味を以て在位し給ひ、又は當時の實權者との關係により位に登り給へると明なり。然り而して西洋各國に於て繼承權を有するものは嫡子に限り庶子は法律之を認めず。故に男子繼承法のみ據るときは實際に於て或は不都合を生ずるとなしといふべからず。之に反して我日本に於ては皇嫡子あらざる時は皇庶子繼承するの制なるを以て、皇男子孫繼承の法を定むるも實際に於て不都合あらず。今此事に關し西洋各國の例を見るに、凡そ三種あり。其第一は我日本と同じく男系の男子に

あられざれば繼承するを得ずとするものにして、元と羅馬より傳來し、佛蘭西、瑞典、白耳義、以太利の國々皆此法に據れり。其第二は本系と枝系とに男子なき場合に女子を立てるを得るものにして、荷蘭及び獨逸聯邦内に行はるゝものなり。其第三は本系に男子なき時は枝系に男子あるにも拘はらず、女子繼承し得るものにして、専ら英國に行はれ、葡萄牙の如きも亦此制度を用ゆ。之を要するに、皇位繼承に關する事柄の詳細は皇室典範に就て研究すべく、茲には唯其大躰を説明するのみ。

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

本條は立憲君主國の憲法大概載する所にして敢て日本憲法のみに限るにあらず。神聖にして侵すべからずとは君主は無責任なりと云ふ事と其義を同うす。故に各國の憲法中或は兩つながら之を記載するあり、或は單に其無責なるを云ふあり。奧太利憲法第一條に曰く「天皇は神聖不可害にして無責任なり」と。之れ兩者を合せ示せる一例なり。蓋し君主は神聖にして侵すべからざる文字は其源を羅馬に發す。羅馬共和政の時に當りてプレビアン即ち平民黨はトリビオンと云ふ代官を擇で政治に參與せしめたるにあり。而して其官職を受くるものを安全なら

しめんがため在職の間は之を神聖となし不可侵となせり。下て羅馬帝政の時に至り政治上神聖なる資格は羅馬帝に移り傳て諸國の君主の有となりたり。由是觀之所謂政治上神聖なるものは其初め民權の爲めたるものにして後ち王權の爲めとなれるや明かなり。而して今日立憲國に於て其君主を神聖なりと云ふは彼の中古及び近代の初めに於て歐洲諸國の諸君主が唱へたる帝王神權説と同じからず。然るに何が故にか君主神聖の事を以て立憲の一主義とは爲すといふに、是は専ら英國憲法の實驗に據れるものなり。君主は無責任なりと云ふは翻譯すれば大臣其責任を負ふて君主之を負はずとするは國家安寧天下太平の根義なり。且つ君主無責任と云ふは政治上のみ無責任なりと云ふにあらず。法律上も又無責任なりと云ふの意を含む。英國憲法學者此事を説明して曰く『女皇グラットストーンの首を刎ね給ふも法律は之を咎むる能はず』と。

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ハ條規ニ依リ之ヲ行フ

第一條に於て日本國の國體と日本國を統治し給ふ皇室の何たるを定め、第二條に

於て皇位繼承の法を明かにし第三條に於て天皇無責任なることを示したるが故に、本條に於ては天皇は政治上如何なる地位に立ち、如何なる權を有し給ふかを明にす。本條の明文に據れば、天皇は政治上に於て元首にして統治權を總攬し憲法の條規に據りて之を行ふとあり。即ち本條を説明するに當りては元首とは如何の統治權とは如何、憲法の條規に依り行ふとは如何の三段に分ち陳ぶるを便とす。『立憲君主國に於て元首といへば則ち君主なりと雖も、元首は必ずしも君主ならず大統領も亦元首なり。近世政治學者の言ふ所に依れば、國家に元首及び立法、行政の三部ありて元首は立法行政の上に立ち之を總攬す。而して之を必要とする理由に曰く『國會は多數の意志を代表するものたるに過ぎず。故に別に元首なるものありて是を取捨し、之を少數者の意志と調和して國家の意思なるものを表はさるべからず』と。

統治權の性質は既に前に略説せり。帝國憲法の英譯に據れば、統治權を譯してソヴェレンティイ即ち主權の義と爲せり。然れども眞の主權は何者にも制限せらるべからず。憲法の條規に拘泥すべきにあらず。然るに統治權を行ふに當りて憲治

の條規に従はざる可らずとせば其眞の主權ならざるや明かなり。故に余は主權を區別して國家主權と君主々權との二者となすの說を用ひ、統治權は君主々權なりといはんと欲す。抑も君主々權と國家主權との間に如何なる差別ありやといふに、國家主權は國家全軀の權力にして國家全軀の内には君主と人民とを併せて之を合蓄す、君主々權とは國家全軀の權力ならずして其君主の權力なり。左れば國家主權に比して一步を譲らざる可らず。換言すれば國家主權は憲法以外の權力にして君主々權は憲法以内の權力なり。

統治權は憲法の條規に依り之を行ふと本條に規定しある以上は、若し之に據らずして行ふ時は無効なるや言を待たず。即ち帝國憲法の規定に依れば統治權即ち君主々權は憲法の外にあらざ、憲法の上にあらず、唯憲法の内において存す。是れ即ち立憲政體の根義にして憲法政治の主眼なり。

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第四條に於て天皇統治權の總攬を爲し給ふとを載せたり。本條以下に於ては統治權を總攬して之を行ひ給ふ所の方法を詳細に規定す。而して本條に依る時は

天皇統治權を有し給ふと雖も、其獨斷を以て法律を制定し給ふ能はず。必ずや帝國議會の贊同を要するなり。惟ふに立憲政體要旨の一は此に在りて存す。此に帝國議會といふは日本國會の上下兩院を指せるなり。即ち日本國會の固有名詞たるに外ならず。英國に於ては其國會をパリーリヤメントと云ひ、米國に於てはコングレスと云ひ、西班牙に於てはコर्टーテスと云ひ、荷蘭に於てはステーツゼネラルと云ふが如く、日本に於ては其國會を帝國議會と稱す。

協贊と云ふは憲法上の新文字なるが故に一言の説明を費やさざる可らず。協贊とは英語に所謂コンセンストと同じ、即ち承諾の義なり。唯故らに敬語を加へて協贊といへるに過ぎず。蓋し立法の順序は天皇先づ其内閣をして法律案を議會に出さしめ、兩院の同意を経たる後之に裁可を與へて始めて法律と爲す。然れども憲法改正の議案の外發議權、即ちイニシエチーヴ、ライトなるもの必ずしも天皇と其内閣とに屬するにあらず。議會も亦此權利を有する事勿論なり。左れば協贊なる文字を其文字の通りに解釋して發議に向て承諾を與ふるもののみ見るべからず。

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

此條は貴族、衆議の兩院を通過したる法律案を天皇の裁可し給ふと、及び其公布と執行とを命じ給ふとを規定す。案ずるに、法律を裁可するは立法の事を完結するに在り。之を公布するは臣民遵行の効力を生ぜしむるに在り。裁可權の性質に就きては種々の説あり、英國に於ては是を以て君主の立法權に屬するものとなし、佛國、普魯西の學者は是を以て行政の立法に對する節制となす。而して是を如何に解するも裁可を得て法律案初めて法律となるや疑を容れず。又裁可權は不裁可權を含むや否やに就きては議論あり。英國に於ては女王アンの時より以來兩院を通過したる法律案を拒否したる例なし、故に英國君主の不裁可權なるものは殆ど有名無實となれり。其他の立憲國に於ても兩院を通過したる法律案を拒否するは甚だ稀なり。然れども既に裁可を爲すの權あれば不裁可權其内に含まるるや明なり。唯兩院通過の法律案を拒否せざるを以て立憲君主の德義となすのみ。裁可權、或は之を拒否權即ちヴィトーといふ。惟ふに拒否權と云へば裁可權を消極的に觀たるものにして、若し是を以て行政立法に對する節制の權となすときは之を拒否權と稱するを以て穩當なりとす。

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

本條は先づ帝國議會を召集するは天皇の大權にして、議會自ら集會するは憲法の認むる所にあらざるを明かにす。而して之を開閉し及び之に停會を命ずるは同じく天皇の大權なり。此に衆議院の解散と稱し貴族院を含まざるは、貴族院は其性質上永久會議にして解散すべきものにあらざるを以てなり。衆議院解散せらるゝ時貴族院は其間停會を命ぜらるゝものとす。

議會は其通常會なると臨時會なるとを問はず、之を召集するは天皇の大權なり。然れども帝國憲法第四十一條に帝國議會は毎年之を召集すと明定せられたるを以て、天皇は之に従ひ、毎年一度必ず召集し給はざるべからず。外國の例を案ずるに、普魯西又は英吉利の如き君主國に於ては議會を召集するは皆君主の大權なり。普魯西は其憲法第七十六條に兩院は國王毎歲之を召集すとあり。英國に於ては法文を以て毎年議會を召集せざる可らざるを規定せずと雖も、習慣上及び實際

の必要上之を召集せざる可らざる事となせり。英國に於ては議會毎歳召集せられざる時は陸軍法案議決せられずして軍隊を解散するに恐れあるのみならず、彼の豫算案の一部なる分配法案議決せられざるが故に、政府は其各部に收入を分配して之を使用せしむるを得ざるなり。佛蘭西又は亞米利加の如き共和國に於ては議員自ら一定の期日に集會するものとす。佛蘭西にては一月の第二火曜日米國に於ては十二月の第二月曜日即ち其期日なり。英國に於ても國家亂れたる場合に議員自ら集會したること無きにあらずと雖も、先例と爲すに足らず。

議會の開會は議院法第五條に於て兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め、兩議院を貴族院に會同せしめ、開院式を行ふとあるに據り、天皇親臨せらるゝ乎又は總理大臣又は其他の大臣勅旨を奉じて其式を行ふ。英國及び普魯西に於ても君主貴族院に親臨せらるゝ乎又は奉勅委員開會の式を行ふなり。英國に於ては大法官を以て奉勅委員の主座となす。我國に於ては議會開會の時天皇の勅語あり。英國其他の君主國に於ても皆此れと同様なりと雖も、英國の所謂クイーンズ・スピーチなるものは我勅語の如き簡單なるものにあらずして、政府政略

の大體を示したるものなり。

閉會は天皇の大權なりと雖も、憲法第四十二條に帝國議會は三ヶ月を以て開會とすとあるに依らざるを得ず。閉會のとを述ぶるに當りては之と停會とを區別して説明せざるべからず。抑も英國及び其他の憲法に據るに閉會と停會との區別分明ならず。孰れもプロローグーションなる文字の内に含まるゝが如し。然るに我國に於ては此の二者の間判然たる差別あり。抑も此の差異の依て生ずる所を考ふるに、英國のパーリヤメントは我國の帝國議會と其期限の定め方に差異あるが爲めなり。英國に於ては議員の在職期限は七年にして、議會其者の期限も亦七年なり。議會にして中途に解散せらるゝとなきも、七ヶ年を経過する時は議員の改まるのみならず、議會も亦改まるものなり。故に英國にては七ヶ年間を總稱して一議會と爲し、其毎年の集會を會期即ちセッションと稱す。然るに我憲法に據れば議員は四ヶ年の期限なるも議會には期限なし、否毎年の會期を以て一期限となすなり。されば英國にてはプロローグーションといへば一議會の内に於ける一會期を終るものなりと雖も、我憲法にては年々の終極は停會にあらずして閉會な

り。故に彼のプロ、グーシヨンなる文字は我憲法に於て云ふ所の閉會と停會とを含蓄するものなりといはざるべからず。我憲法に所謂停會は一會期の終りにあらずして、天皇の御意を以て會期中一時議事の進行を停止する。場合を指すなり、例せば第四議會に於て政府と議會と衝突したる場合に停會を命ぜられたる時の如し。

解散は之を英語にデゾリユトシヨシと云ふ。憲法學者は之を解してアッピール、ツ、セ、ビールといふ。即ち人民に上告するの義なり。憲法政治の原理未だ明かならざりし時代に於ては、議會政府と衝突したる結果、君主濫りに之が解散を命じたるとありと雖も、今は解散なるもの順正なる憲法上の一手段となりて其目的は偏に人民をして判断を爲さしむるに在り。政府と議會と意見を異にせる場合に當り政府議會を相手取りて人民に訴ふるの手段即ち解散なり。而して其判決は總選舉によりて與へらる。然れども政府は漫りに此の訴を起す能はず。勝訴の見込なき場合、即ち總選舉に於て勝利を得るの見込なきに議會を解散するは憲法に精神に違反せる行爲といふべし。又一問題につきて一度解散を爲し再び同一

問題に關し國民の意見を問ふが如き、換言せば同一問題につきて兩度以上の解散を行ふが如きは非立憲的の行爲たるを免るゝ能はず。而して解散は天皇の大權なるが故に國務大臣奏請して許可を得ざるべからず。國務大臣解散を欲するも天皇之を許し給はざる場合固より之あるなり。斯かる場合及び解散の結果政府敗訴に歸する場合に於ては國務大臣たるもの勢ひ其職を辭せざるべからず。

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避ク

ル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出ス

ヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將

來ニ向テ其効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

本條は緊急勅令に關することを規定したるなり。抑も政府の發する所の命令を分ちて法律及び行政命令とす。法律とは議會の協賛を経、元首の裁可を請ふて發するものにして、命令は議會の協賛を要するとなし、發する所のものなり。又行政

命令を分ちて緊急命令、執行命令、補充命令の三種とす。本條には緊急命令の事を規定し、第九條に於て執行命令と補充命令との事を定む。立憲國に於ては法律の効力は行政命令の効力より重きを恒とし、行政命令を以て法律を變更する能はざるを原則とす。然るに本條に於て此原則に例外を附して緊急の場合には行政命令を以て法律に代らしむるを規定したるなり。

凡そ國家の事は千變萬化極まりなし。其一旦緊急の事あるに臨み、殊に凶荒疫癘及び其他の災害あるに當りて公共の安全を保ち、其災厄を豫防救濟する爲めに必要の處分を施さざるを得ず。此時に於て議會偶開會の期にあらざる時は政府進て其責を採り、勅令を發して法律に換へ、以て遺憾なからしむるは國家の自衛及び保護の道に於て止むを得ざる所なり。然れども緊急命令を發するの權は憲法の與ふる所にして又憲法の尤も濫用を戒むる所なり。故に之を發する場合は儘に其安全を保持し、其災厄を避くるがため止むを得ざる場合に限らざるべからず。之を發するに當りて議會閉會し居らざるべからず。彼の停會は議會を閉づるものにあらざるを以て其間に緊急勅令を發するを得ざると勿論なり。

普魯西の憲法にては兩院閉會の場合に大臣の責任を以て發したる勅令は憲法と相反せざる限り法律の効力を有するが如し。英國佛國等は緊急勅令を設けず、如何なる場合に於ても勅令を以て法律を變更するを得ざるが如し。然れども實際に於ては國家緊急の場合に勅令を以て法律を變更したる事實屢あり。斯かる場合には大臣たるもの違憲の處置たるを知りながら違憲の處置を行ひ、以て國家の危急を救ひ、而して議會開くるに及んで自己の責任として罪を乞ふを常となす。而して議會若し其所置を至當とする時は之を罪するをなさず。此の手續を憲法家は稱して責任解除といふ。

緊急勅令を發するは素より非常の手段なるが故に議會を以て此の事の監督者とし、次の議會に向て承諾を求めしめ、若し不承諾なるときは其効力を失ふことを公布するの義務を政府に負はしめたり。憲法義解は此の事に就きて説明して曰く『第一に議會にして承諾したる時は其効力は如何。曰く、更に公布を待たずして勅令は將來に法律の効力を繼續すべきなり。第二に議會が此の勅令を承諾せざる時は如何。曰く、政府は此の勅令の効力を失ふことを公布すると同時に其廢止又は

變更したる法律は凡て舊に復す。第三に議會承諾を拒むときは其前日に遡て勅令の効力を取消すを得るか。曰く、憲法既に君主の緊急勅令を發することを許したる以上は其効力を有すると勿論なれば過去に遡て之れが取消を求むることを得ず。第四に此の勅令にして政府若し次の會期に於て之を議會に提出せざるとき、或は議會が其承諾を拒みたる後政府に於て尙廢止の令を發せざる時は如何。曰く、政府違憲の責を免れずと雖も、其効力を失ふの公布なきが故に人民に於ては之を遵奉するの義務ありと。

憲法義解の説右の如くなりと雖も、第四の議論は或は當を得ざるべし。既に違憲なれば人民之を遵奉するの義務自ら消滅する理にあらすや。而して緊急勅令の内、彼の湖南事件の勅令の如き議會に承諾を求めたる時は其事既に終り、勅令の目的既に達せられ、議會の承諾不承諾は痛痒を政府に及ぼさざるものあり。此の如き場合には議會が之に對して不承諾を與ふると同時に、政府は其過去の所爲に關して特に道義上の責任を免るゝ能はざるものと謂ふべし。

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

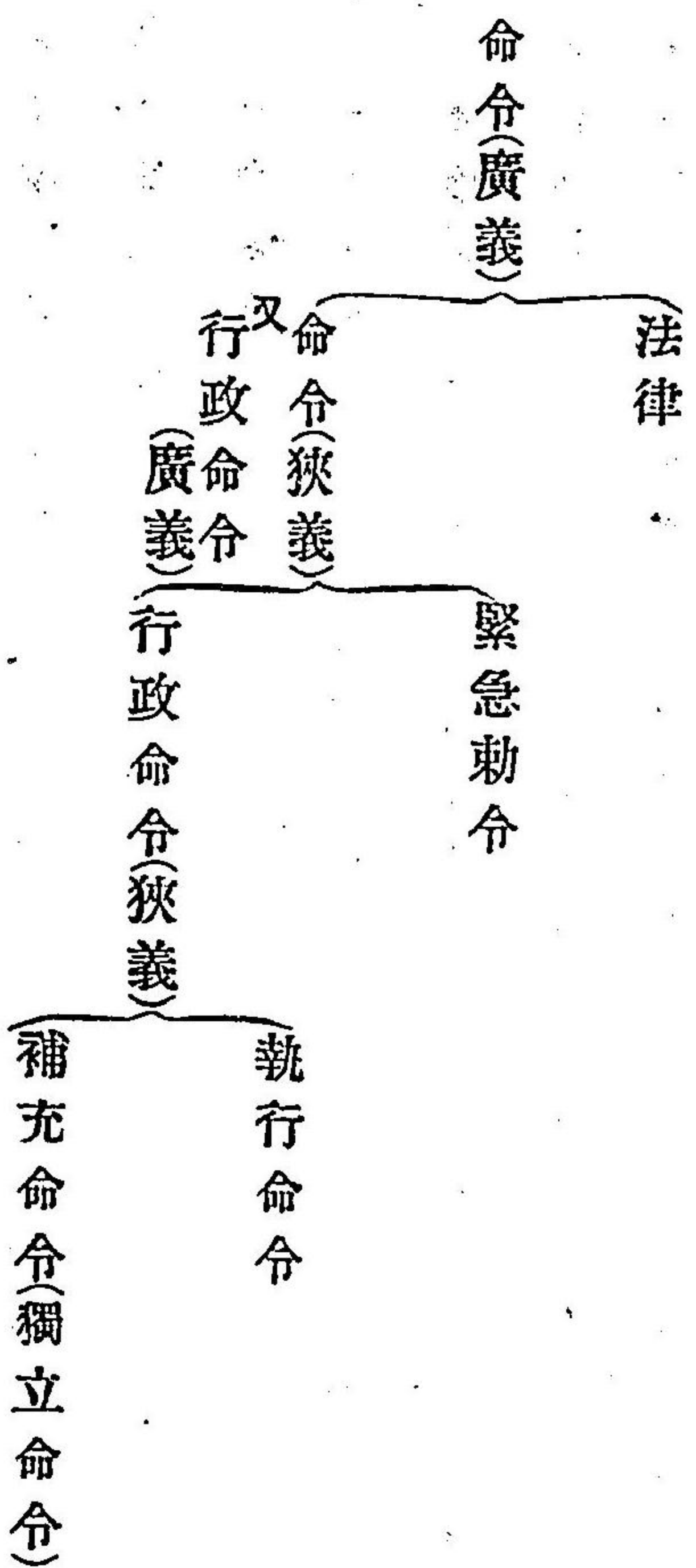
本條は行政命令の區域を定めたるものなり。即ち天皇の裁可により議會の協賛を要せずして發する所の命令に三種あり。其一は法律を執行する爲めの命令にして執行命令と云ひ、其二は公共の安寧秩序を保持し、且つ國民の幸福を増進する爲めの命令にして之を獨立命令、若くは補充命令といふ。是れと前の緊急命令とを併せて命令の種類三種となる。即ち緊急命令は法律に代ふるが爲めの命令にして二種の行政命令は法律の範圍内に於て處分し、又は法律の欠乏を補ふがためのもものなり。故に此等の執行命令と補充命令とは法律を變更するの力なく、又特に掲げて法律の規定を要すと爲す所の事件を定むるを得ず。行政命令は常に用ゆる所にして緊急命令は變に處するが爲めのものなり。

本條に命令を發し、又は發せしむといふ語あるに依り其形式上に種々の區別を生ず。前條の緊急勅令は單に發すとのみありて必らず天皇の名を以て發するもの

なりと雖も、本條の命令は天皇の名を以て發するあり、又は天皇大權の委任に依りて發するあり。此に發すとあるは天皇の御名を署し、國務大臣之に副署するものを云ふ。

命令の範圍に就きては各國其趣を一にせず、例之佛蘭西及び白耳義の憲法にては命令の區域を専ら法律を執行するに止め、所謂獨立命令及び緊急命令なるものなし。普魯西の如きは緊急命令と執行命令とありて獨立命令あらず。惟ふに執行命令の必要なは論を俟たず。而して緊急命令も亦或は之を設くるを以て便利となすと雖も、獨立命令の必要如何に至りては或は異論なき能はず。殊に其區域を安寧秩序の保持に留めず、幸福増進の事も亦規定し得るに至りては益、異論者を生ずるを免れざるなり。何となれば幸福増進の範圍は極めて漠然にして其及ぼす所殆ど限りなければなり。蓋し命令にして有害なる時は立法を以て之を無効ならしむるを得べしと雖も、其時に至るまで其與へたる害毒は是を除くを得ざるべし。要するに我が憲法の第九條は命令權の範圍を出來得るだけ廣濶ならしめたるものなるが故に、之を應用するに當りては頗る細心を要す。彼の狩獵規則の

問題の如きは此箇條に關係して起りたる實地問題の一なるが故に、憲法を研究する者は此等の事實により此箇條の及ぼす所を極むべきなり。以上法律命令に差別を圖を以て示せば左の如し。



第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

官制を定め文武官を任免黜陟し、其俸給を定むるとは元首の大權に屬する事は特

に説明を俟たず。行政の首長たる資格に於て當に然るべきものとす。然れども官制の内特に法律を以て定むべしとなすものあり。例之裁判官會計検査官の如き是なり。又任免黜陟の事に關しても一片の勅令を以て爲し能はざるものあり。例之文武官を任用するに登用規則なる法律に依らざるべからざるか如き是なり。故に本條特に但書を掲げて此憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各其條項に依ると規定したり。

官制を定め俸給を定むるは天皇の大權なる事、此條の規定に依りて明かなりと雖も、此等のと皆豫算に關係あるが故に是と豫算との關係に就き一言せざる可らず。即ち此等のとに關する費用は憲法第六十七條の所謂憲法上の大權に基ける既定の歳出なるを以て議會が其獨斷に依り廢除削減を爲すを得ず。政府の同意を請はざるべからずと雖も、一旦政府同意を表したる時は其結果として官制を改め俸給を改むるの必要あり。左れば豫算は例令直接に官制及び俸給を動かすの力なきも間接には之を動かすの力ある場合あるとを知らざるべからず。尙ほ其詳細に就きては第六十七條を説明するに當りて述ぶる所あるべし。

次に文武官の俸給に關して必要なる疑問は天皇は俸給の一部分を納付せしめ給ふの權利ありや否や是なり。例之天皇詔勅を發して官吏の俸給十分一を納付せしめよと命ぜられたるに當り、政府は之に就きて勅令を出し、其納附の事を命令したりとせんに、詔勅に依り納附を催し給ふは元首の御希望を表はしたる者なれば或は妨げなかるべしと雖も、勅令を以て納附を強ふるは果して爲し得べきの事なる耶。憲法第二十條を案ずるに、日本臣民の所有權は法律に據るにあらずして犯さるゝとなしとあり。由是觀之俸給令を改正するか、又は俸給税を課するの外、漢然官吏俸給の納附を命ずるは違憲の處置なるが如し。

文武官の任命は元首の大權に屬すると勿論なりと雖も、官吏は大概登用試験法に依りて任ぜらるゝ者なり。故に親任又は勅任の官吏のみ法律に據らずして任ぜらるゝを得。故にブルンチューリは曰く「國王は高等官ほど多く任用するの權を有す」と。然れども憲法の運用大に發達し、責任内閣の制度確定するに當りては彼の大臣は議會多數の推す所となり、天皇大概其推舉を嘉納せらるゝ事となるべし。又文武官任命に就て起りたる一種の問題は天皇は外國人を任用して官吏となす

の權ありや否や是なり。これ條約改正の問題と共に先年起りたる疑問にして、之を非とするものは憲法第十九條に日本臣民は法律命令の定むる所の資格に依り等しく文武官に任用せらるる云々とあるが故に外國人を任命する事を得すと解せり。然れども之に反するものは曰く、憲法第十九條は日本臣民誰れ彼を問はず官吏となるの權利ある事を規定したるのみにして日本臣民にあらずんば官吏となる能はずと規定せず。故に場合によりては元首固より外國人を文武官に任命するを得と説けり。此説の當否は切に研究を要すべしと雖も、任官の如き公權を一國民の專有と爲すは普通の事なり。

第十一條 天皇ハ海陸軍ヲ統帥ス

本條及び次の十二條は所謂兵馬の大權を定めたるものなり。惟ふに君主國に於ては此權大概元首に屬す。我國に於て皇祖國を肇め給ひしより以來内外事あれば天子自ら元帥となり、征討の勞を取り賜ひし事疑を容れず。兵馬の大權當に元首に屬すべき事に就てスマイン氏云へる事あり。「海陸軍は組織せる國家の力なり外に對して生存獨立を保ち内に向て安寧秩序を保つものなるが故に之を統一

するの必要あり。故に政體の區別なく國家の元首之を統一す』云々と。こゝに一箇の疑あり。他なし軍隊は君主に忠勤を誓ふのみにて足るものなりや、又憲法にも忠實ならんことを誓ふべきものなりや是れなり。此事に關し外國の先例を見るに、昔英王ジョージ二世國憲を蔑にしたる爲めに士卒は其誓て王に忠勤を誓ひたるに拘はらず、去て憲法に就きたる事あり。又ナポレオンの自立せんとするに當てや士卒は憲法に忠實を誓ひたるに拘はらず、擧て那翁に就きたり。思ふに軍隊は憲法と元首とに併せて忠實ならざる可らざるや論を俟たず。然れども元首の命令殊に其個々の號令にして憲法に準するものなるやを疑ひ、軍隊の大原則に反し元首に對する服従を欠き軍隊の不和を招くが如き事あるべからざるなり。

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

陸海軍の編制とは軍隊艦隊の編制、兵器の備付、軍人の教育、檢閲、海防、守港并に出師準備の類凡て軍事の技術上に關する編制を云ふ。常備兵額を定むるとは常備兵の數を定むるの意にして毎年徵集する兵數を定むる事、又其中に在り。外國の例を見るに、陸海軍編制の一部分は法律に依て定め、一部は勅令に依て定む。而して

兵額を定むるは各國概ね法律を以てす。英國の如き常備兵は毎年議會の承諾を経て之を置き議會承諾せざれば直に解散せざるを得ず。是れスチユアルト王統の專制に懲りて千六百八十八年の名譽革命の當時規定せる權利法典が定めたる方針なり。獨逸に於ては陸軍の常備兵は法律を以て之を定む。然れども習慣上七ヶ年に一度之を定むるなり。佛國は豫算を以て常備兵額を定むるの權立法部に屬す、海軍の如きは英國は豫算獨逸は敕令を以て之を定む。我國に於ては兵額を定むるの權は元首に屬し議會の干涉すへき所に非ず。其費用の如き憲法第六十七條に所謂規定の歳出なるを以て政府の全意を得されば廢滅消除するを得ず。然れども政府全意を表するに於ては間接に常備兵額を増減するを得るなり。

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締

結ス

本條は天皇帝外交の大權を規定したるものなり。先づ第一に宣戰媾和の事より説かんに、君主は外國に對し國家を代表するものなるが故に一の國家他の國家に對して戰を開き和を媾するに當つては其權君主に屬するを以て至當とす。且宣戰

媾和の事は元來時機に應し敏捷なる所置を要するものにして所謂臨機應變の事柄なれば之を君主に一任する事極めて便利なり。ブルンテュリ曰く「宣戰媾和の權を上下兩院に與へ直接に是等の決斷に與らしむるは行政權の一部を立法部に與ふるものにして國家を最も重大なる危險に陥らしむるの恐れあり。兩院の討議は敵に機會を與ふるのみ、内國を利すると極めて稀なり」と。然れども佛蘭西の如き共和國獨逸若くは米國の如き聯邦制度の國に於ては之を元首の專斷に委ねずして議會又は聯邦議會の決議を要するの制を設けたり。是れ其國の組織上已むを得ざる事なり。而してリッヘル又はウルシーの如き政治學者は「宣戰媾和の權を行政官に委ねる時は國民の自由を失ふに至るべし」と説けり。之を要するに君主國に於ける宣戰媾和の權は少くとも仲裁上其君主の大權に屬せしむるを通例とす。而して議會は軍費を議決するの權あるを以て費用の點に於ては如何なる政府も議會の制限を蒙らざるを得ざるなり。

次に條約締結の事を述べん。此に所謂諸般の條約とは和親貿易及び聯盟の條約を指すものにして此事に關して諸國の制度必らずしも一樣ならず。例之我國及

ひ英國の如きは君主議會の協賛を経ずして條約を結ぶ事を得べしと雖も、獨逸及び佛國米國の元首は議會の協賛を経て條約を締結せざる可らず。而して外國と締結する所の條約中内國の臣民に義務を負はしめ、或は其權利を伸縮すると往々之れあるが故に、元首が獨斷を以て締結するを得る條約と議員の協賛を経ざれば締結し難き條約とを區別するは他國の憲法に於て往々見る所なり。然るに我帝國憲法に於ては此の如き區別を爲さず。條約を結ぶの權を擧げて天皇に一任したり。然れども條約の性質に依りては法律を變更するか、又新たに法律を制定するか、又豫算を増加するに非ずんば實行する能はざるものあり。故に此の如き場合に於ては其事項に關して豫め議會の協賛を待たずんば締結せる條約終に行はれざるに至らん。

按するに、外交の事は君主の大權に屬すと雖も無責任なる君主隨意に之を行ひ何人も之に對して責任を負はずと云ふが如き事あるべからず。往時は君主專斷を以て外交を所理せしとありと雖も、立憲の主義漸く進歩するに及んで外交の事務又責任宰相の司る所となり君主は其補翼に依り之を行ふと他の行政事務と異なる事なきに至れり。昔時ナポレオン佛蘭西の執權たりし時兩國媾和の文箱を作り直に英國の君主に送りたりしに英國の君主は其書を受け、而して外務大臣の書を以て之に答へたり。今日國際法に於て慶吊の親書を除く外、外國交際及び條約の事、凡て責任大臣を経由するは列國の等しく是認して現に用ゆる所の手段なりとす。

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

戒嚴とは外敵内變の事機に臨み常法を停止し、司法及び行政の一部を擧て之を軍事處分に委ねるものなり。即ち本條は戒嚴の要件及効力は法律の定むる所と爲し、法律の條項に依りて時に臨み之を宣告し、又は宣告を解くを元首の大權に歸したるものなり。要件とは戒嚴を宣告するの時と場合と其手續とを云ひ、効力とは戒嚴を宣告せる結果に依り權力の及ぶ區域を云ふ。今戒嚴の事に關し外國の例を見るに、抑も此戒嚴の制度は最初佛國に於て起生せしものにして元來は唯外寇の場合のみ用ゐられし制度なりしが、後には内亂の場合にのみ應用せらるゝと

となれり。佛蘭西に於て戒嚴の宣告は固と之を政府の首長に獨任せしと雖も、千八百七十八年新法以來議會の承諾を経て大統領の公布するものとなれり。普魯西に於ては千八百五十年戒嚴律を制定し、其規定に依れば外寇と内亂との區別を立て外寇の場合には鎮臺の司令官、内亂の場合には内閣之を布告するものとす。獨逸の憲法に依れば獨逸帝は戒嚴を宣告するの權ありと雖も、可成速かに國會の承認を経ざる可らず。英米二國に於ては彼の人身保護律を停止し、國民權利の一部を停止すると雖も、歐米大陸諸國の如く權利全軀を停止するとなし。我國に於て戒嚴宣告に必要な要件及び効力は明治十五年敕令第三十六號を以て公布せられたる戒嚴令の規定する所なり。

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

案するに、君主を以て名譽の泉源なりと爲すは君主國の通則にして各國皆然らざるはなし。我國の如き太古の時代に於てはカバチを以て貴賤の別を爲し、推古天皇の時冠位十二階を定め給ひしより以來君主屢々位階を定めて武功を賞し、文勳を擧げ、且又孝悌の人を獎勵するか爲めに種々の方法を用ゐたり。中古政權武門

に移れる後と雖も、叙授の權は朝廷に存したる事疑を容れず。而して維新以後に至り爵を公侯伯子男の五等に分ち、位は正一位より從八位に至り、勳章は一等より八等に至るの制を定め、其他榮典に至りては綬章を與へ、金銀盃を附與し、褒詞賞與金等種々の方法あり。思ふに、爵位勳賞は之を受くるもの、榮譽を表彰するに止り、之れが爲めに臣民は法律の前に於て全等なりと云ふの原則を破る事なし。又外國の例を見るに君主國に於ては其帝王名譽の泉源なりと雖も、共和國は然らず。佛國の如き王制時代の爵位を唱ふるを禁せざるも、新に之を授けず。米國に於ては國初より國民平等の大主義を唱ふるを以て爵位を設けず、他國の勳章を佩用するとも亦之を禁す。我國及び外國に於て外國の君主より受けたる爵位勳章を用ゆるには必らず君主の准許を要するは爵位勳章等總て名譽の表彰は名譽の根本たる君主より悉く出てざる可らずとする原則を破らざらんか爲めなり。

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

按するに、本條は天皇の司法大權を確立するものなり。抑も治罪の事は法律に従て之を行ふを正當となすと雖も、法律は元來人爲のものにして必らずしも完全な

る能はず。限りある人力を以て盡すとを得ざるなり。故に現に法律を犯すと雖も之を以て所斷する時は事情の上より却て公平ならざるの場合なしとせず。如斯場合に於ては一旦法律に依て所罰するも他の手段に依て之を赦免する事國家の本旨に協ふ事あり。故に大赦、特赦及び減刑、復権等の權利を元首の掌握に皈し以て法律の及ばざる所を補充し、法律と人情と矛盾するが如きとなからしむるを要す。而して此權利を他の行政機關に附せず、元首の特權となせるは其事國家全軀に關係あるを以てなり。外國に於て此事に關する規定必らずしも一ならず。例之英國の君主は各種の犯罪を赦し、又は之を減刑するの權を有し、裁判確定の後と審判前後とを問はず。然れども下院の彈劾に對し特赦を行ふを得ず。大赦は法律に依て之を行ふ。則ち君主より議案を提出し、議會は一讀會のみにして全軀に可否の決をなす。普魯西に於ては大赦、特赦の權并に君主に存すと雖も、審判前若くは審判中之を爲すとを得ざるものとす。

本條は所謂大赦とは特別の場合に於て殊例の恩典を執行するものにして一種類の犯罪に對し之を赦すなり。特赦とは一個の犯人に對し其刑を赦すなり。減刑とは既に宣告せられたる刑を減するなり。復権とは既に剝奪せられたる公權を復するを云ふなり。

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

按するに、攝政とは天皇の事を攝行するを云ふ。而して之を置く場合并に攝政たるべき人は皇室典範の定むる所に據るなり。憲法義解に曰く「我國に於て兩院を召集し、兩院合集して攝政を設くるの必要を議決するとを憲法に掲ぐるは皇室の大事を以て臣民の多數に委ね皇統の尊嚴を潰すの端緒を開くものに等し」と。抑も攝政なるものは君主に代りて統治するも自ら統治者たるにあらず。即ち統治權を天皇に代りて行ふものなりと雖も、唯に大權使用の代理者たるに止まり、大權の大軀を左右するを得ざるや明白なりとす。左れば憲法第七十五條に憲法及び皇室典範は攝政を置く間之を變更するを得すとの規定あるなり。皇室典範に依るに攝政を置くの場合には天皇未成年即ち滿十八歳に達せざる時、又は天皇久しきに渡るの故障に依り大政を親らする能はざる時の場合とす。而して攝政たるべ

き人は第一成年に達したる皇太子又は皇太孫、第二皇太子又は皇太孫あらざるか、又は未だ成年に達せざる時は第一親王及王、第二皇后、第三皇太后等の順序に依る可きものなり。

第二章 臣民權利義務

第二章は第一章に次で臣民の權利及び義務を掲ぐ。憲法義解に曰く「上に在りては愛重の意を致し待つに報國の實を以てす。下に在りては大君に服従し自ら視て以て幸福の臣民とす。是れ我國の典故舊俗に存するものにして本章に掲ぐる所の臣民の權利義務亦此の義に源流するに外ならず。中古武門の政、士人と平民との間に等族を分ち甲者公權を専有し乙者與らざるのみならず、其私權を併せて乙者其共有を全ふする能はず。公民の義此に於て滅絶して伸ひざるに近し、維新の後屢々大令を發し士族の殊權を廢し日本臣民たるもの始めて平等に其權利を有し其義務を盡すとを得せしめたり。本章に載する所は實に中興の美果を培植し之を永久に保明する者なり」云々と。

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依

ル

日本臣民とは外國臣民と區別するの謂ひなり。日本臣民たるものは各々法律上の公權及び私權を享有すべし之れ法律を以て之を定むるを必要とする所以なり。但し我國に於ては民法未だ制定せられず歸化法も亦未だ定まらざるか故に日本臣民たるの要件を定むるの法律は未だ確定せずと云ふべし。惟ふに臣民の資格を得る要件は第一出生、第二結婚、第二歸化是れなり。例に依り外國の憲法を按ずるに臣民の要件は我國と全しく法律を以て定むる者となすか如し。普魯西憲法第二章第三條に曰く「憲法及び法律を以て如何にして普國臣民たるの身分を得如何にして之を失ふべきやを定む」云々。英國に於ては一部は習慣法を以て一部はゾクトリヤ即位三十三年第十四號の歸化法を以て臣民の資格の性質を定め、之れを王の專斷に委ねるとなし、米國に於ては各洲其制度を異にすと雖も大統領に此事を專任せざるや明かなり。

前に所謂公權とは選舉權被選舉權任官の權等を云ふ。是れ憲法及び其他の法律に依りて認定し専ら邦人の專有とするは各國普通の公法なり。私權に至りては

内外の間に區別をなせるは過去の事に屬し今は一二の例外を除くの外大體外國人をして本國人同様に之を享有するを得せしむ。

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應

シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

本條に法律命令の定むる所の資格に應しとあるは臣民たるもの一般の人權の外に特別に參政權を得んとするには法律命令を以て定めたる特別の資格を得ざるべからざるを云ふ。此資格を定めたる法律命令は文武官試験規則、撰擧法、府縣制、郡制、町村制及び其他を指すなり。

本條に於て最も注意を要するは均しくの文字なり。維新以前に在りては文武官に任せられ其他の公務に就かんには必要なる資格の外、身分上の制限ありしに今日に於ては苟も其法律に定むる資格を有する以上は氏族門閥の如何を問はず一般に任用せらるゝことなれり。即ち均しくの文字は此大變革を示すものなり。公務に就くとは議員自治體の役員等を指すものにして文武官以外に於て公務に

従事するものを云ふなり。

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義

務ヲ有ス

國家の獨立に依り利益を受くる所の臣民は之に對して兵役の義務を負ひ以て其生存獨立及光榮を衛るの責任ある事論を俟たず。而して其法律を以て之を定むるは不公平の弊害なからしめんが爲めなり。抑も徵兵制度を別ちて四とす。第一抽籤、第二民兵、第三國民皆兵、第四傭兵、是れなり。第一の主義はナポレオン專ら之を用ゐたるを以てナポレオン制度の名あり。即ち丁年者の一部分を抽籤を以て兵役に服せしむる法なり。此制度の下には例外極めて多く血税を拂ふて代人を出し貴族學生の如き者は義務を免るゝ等の事あり。第二の制度は戰時のみ一般に兵役の義務を負はしめ平時は唯時々訓練を爲すのみ。此法は古より英國に行はれ、米國亦之を用ゆ。第三の國民皆兵主義は佛國革命の時初めて之を布告し、而して之を實行するに至らず。千八百十四年に於て普國初めて之を實行し、佛國は千八百七十二年以來此制度に依る。而して我國現行の制度即ち是れなり。

第四傭兵は英米に於て第二と合せ用ゆる所なり。史を按ずるに、我國大寶以來軍團の設けあり。海内の丁壯兵役に堪ゆるものを募り、而して持統天皇の時國毎に正丁四分一を取れるは徴兵制の依て初まる所なり。中頃に至り所謂武門武士なるもの起り、平時は一種族の專業となりて舊制久しく絶へたりしが、王政維新の後明治四年武士の常職を解き五年古制に基きて徴兵の令を布き全國の男子廿年に至るものは陸軍海軍の役に充たして平時毎年の徴員は常備軍の編成に従ひ、而して十七歳より四十歳迄の人員は盡く國民軍となし、戦時に當り臨時召集するの制となれり。

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ

義務ヲ有ス

納稅は一國共同生存の必要に應ずるものにして兵役と均しく臣民國家に對する義務の一なり。而して此義務の分配を定むるは法律に依らざる可らず。法律以外に納稅の義務なしとせるは即ち臣民の權利を保護する爲めにして立憲政體の要義茲に存す。租稅の性質に就ては偏見を抱くもの少なからず。或は曰く『租稅

は受く所るの利益に報する代價なり、政府の保護を得んが爲めの前拂なり』と。然れども此等の説元來民約論に基き到底誤謬を免れず。佛蘭西のボリュエー氏曰く『租稅は國家を保持する爲めに拂ふものなり。政府の職務に拂ふの代價にあらず。何となれば政府と國民との間に契約ありて存せされはなり』と。憲法義解に曰く『租稅は臣民國家の公費を分擔するものにして徵求に供する獻金の類に非ざるなり、又承諾に起因する德澤の報酬に非ず』云々と。惟みるに我國に於て租稅の因て來る所久し。而して其二大革命と稱す可きは孝徳天皇租庸調の法を行ひ維新の後地租の改正を行へる是れなり。然り而して法律の定むる所則ち議會の決議を経るにあらずんば租稅を附課するを得ざるの大義は英國に始まり之を明文に表したる彼のジョージ王が發布せる大憲章を以て始めとす。

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移

轉ノ自由ヲ有ス

本條より第三十條に至るまでの各條は臣民各箇の自由及び財産の安全を保明す。憲法義解此義を明かにして曰く『蓋し法律上の自由は臣民の自由にして其生活及

ひ智識發達の泉源たり。自由の民は文明の良民として以て國家の昌榮を翼賛することを得る者なり。故に立憲の國は皆臣民各個の自由及び財産の安全を以て至重なる權利として之を確保せざるはなし』云々と。本條以下の規定する所自由は所謂民權則ち「シポル、ライト」と稱するものなり。抑も民權を法文に依りて確保したるは彼の名譽革命の翌年則ち千六百八十九年英國議會が議決せる權利法典を初となす。其中に曰く『前王ゼームス二世は國民固有の權利を侵せり。故に今後は再ひ之を侵害するか如きとなかる可し』云々と。其後米國憲法の議定せらるゝに當り起草委員中種々の意見を抱くものありたるにも拘らず遂に民權に關する一章を附加して米國人民が有する所の權利を一々明記したり。其後佛國憲法制定の時米國憲法の所爲に倣て又之を列擧したり。外國と我國とを問はず封建の時代に在りては各藩其國境を限り嚴法を敷け人民其本貫の外に移ることを許さず許可なくして旅行移轉するを得ず以て其自然の運動及び營業を束縛したりしが我國維新以後全く之を自由に遂に憲法の此の箇條に依りて法律に依りてなすにあらずんば其自由を制限するを得ず帝國々

境内何れの地を問はず居住移轉するを得る事となれり。本條に所謂居住とは本籍を移し或は寄留を爲し或は滞在を爲すを云ふ。移轉とは隨意に其居所を轉するを云ふ。而して法律は之に多少の制限を設け監視中の者は警察官の許可なくして移轉するを得ず徴兵現役中の者は他に移住又は移轉を爲す能はざる等の事を定めたり。

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕、

監禁、審問、處罰ヲ受クルコトナシ

本條は所謂人身の自由を確保したるものなり。彼の大憲章が英國人民は其同輩の裁判に依るに非ずんば罰せらるゝ事なく、罪惡を犯したる場所の裁判所に於てのみ審問せらるべき等の事を規定したる以來、各國の憲法中人身の自由を確保するの箇條を掲げざるはなし。而して之れ實に憲法發布の一大目的なりと云はざるべからず。則ち此條に依る時日本臣民たる者は刑法及び刑事訴訟法等の規定に依らず官吏の隨意を以て其身軀の自由を奪はるゝとなきなり。惟ふに此自由は憲法發布の以前に在りては實際に存せざるにあらざるも往々にして侵害せ

られたるとなしとせず。然るに憲法の此箇條に依りて確認されたるか爲め確乎不抜寸毫も動かすべからざるものとなれり。

此箇條に就て憲法解釋家中に一の疑問あり。則ち『法律に依るに非ずして』なる文字を解釋するに當り往々説を異にし或は曰く『法律に依るとは法律を以てするの意旨なるが故に、苟も所罰を爲すには一々法律を以て爲さざる可らず』と。此の論者の説に依る時は行政命令に所罰權を委任するは憲法違反にして現に行はるゝ所の此事に關する法律は無効の法律なりと主張せざる可らず。然るに之に反對する論者ありて曰く『法律に依るとは法律に依據するの謂にして其根本を法律を以て規定するに於ては命令に所罰權を與ふるも毫も不可なるなし。則ち法律を以て命令に依り或る區域の罰を附課し罰金を課するを得せしめたるは取りも直さず法律に依り所罰の權を命令に委任したるものにして其間に毫も違憲の跡を見ず。而して命令に委任する所罰の範圍を成るべく制限するは最も至當の事と云ふべし』と。則ち此第二説は第一説に比して穩當なるが如し。

第二十四條 日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判

ナ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

本條は臣民の國家の司法權に對する權利を確定したるものにして法律上裁判を受くべき所に定められたる裁判所及び裁判を爲すべきものに定められたる裁判官の外何人の裁判をも受くる事なきの義なり。而して此條を設けたるの目的は臣民を以て公正なる裁判を受けしめ冤罪に陥るの虞なからしめんが爲めなること論を待たず。抑も法律に定めたる裁判官は他の干渉を受けず公平なる裁判を爲さしめんが爲めに其官を終身とし其地位を獨立なるものとなせり。故に之が裁判を受くるに於ては冤罪を蒙るの恐れ少しと雖も、妄りに特別の裁判所を設け、且君主臨時に人を指命して裁判を爲さしむるが如き事あるに於ては百弊茲に端を開き無辜の人民牢獄に呻吟するに至るなきを保せず。憲法の原理未だ明かならず專制の餘風未だ地を拂はずして政府と人民と一朝軋轢を生したる場合に於ては此規定なきが爲めに幾多の志士無告の鬼となるの例古來實に乏しからず。左れば各國其憲法を制定するに當り概ね此條を設けざるなく、爲めに臣民の幸福増進せる幾何なるを知らず。米國憲法第七條に曰く『何人も其正當の裁判官より隔

てらるゝ事なし又特別裁判所臨時委員を設くるを得ず」と。是れ本條と同一の事を規定したるなり。

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外

其ノ許諾ヲクシテ住所ニ侵入セラレ及搜

索セララル、ユトナシ

本條は國家の警察權に對し臣民の家宅の安全自由を保護確定したる者なり。蓋し一家は人の身命の一部とも云ふべきものにして故なくして人に侵さるべきものにあらざると論を俟たず。左れば「各人の居宅は其城郭なり」と云ふ諺、西洋諸國に行はる。而して茲に法律に定めたる場合とは治罪法警察法の定むる所を云ふなり。即ち此箇條あるか爲めに一私人は勿論警察官、司法官、收稅官と雖も、其住居に入り及び家宅搜索をなさんとせば必ず法律に定むる所の手續及び法律に定むべき場合にのみ限るべき者とす。而して茲に所謂住居は必ずしも居住の家宅其物のみを指すに非ず、之に附屬せる地面をも併せて之を云ふなり。然れども彼の博物館寄合席演劇場の如きは之を住所と見做さずして公會所とす。公會所は公

共の安寧を維持するか爲めに特に嚴重なる取締を要するを以て普通の家屋の如く家宅不侵の原則に依るものに非ず。

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外

信書ノ秘密ヲ侵サル、ユトナシ

信書の秘密なるものは近世文明の賜なり。本條は刑事の探檢及び戰事革變及び法律の正文を以て指定したる必要の場合の外信書を開き、又之を損ひ、其秘密を侵すを得ざるを規定したるなり。蓋し人民より郵便に托する所の通信は一切秘密にして通信を取扱ふものは端書と雖も、之を洩らさるゝの義務あり。是れ万国郵便の原則にして我か遞信省も亦認むる所に外ならず。思ふに信書秘密の事は各國の憲法必ず之を認む。而して英國に於ては特に法典を以て之を認めずと雖も、各國の人民中英人最も通信自由を得た之を侵害せられたる事なし。之に依て是れを見れば人民たる者信書秘密の自由を得んと欲せば單に憲法の明文に依頼する事なく、各自ら信書の自由を重し之れを貴重するの習慣を養成せざるべからず。

第二十七條

日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナ

シ公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル

所ニ依ル

本條は國家に對する臣民の所有權を確定するものなり。各人の所有權の貴重なるや論を俟たず。故に本條に於て特に其貴重すべきを明示せり。然れども凡そ權利は國家成立して初めて存する者なるが故に國家に於て其成立に必要なりと認むる時は臣民の權利を制限する事亦已むを得ざるなり。然れども之を爲すに當り行政官の專斷に任せず法律を以て之を制限するには各人の權利を重んずる所以なりといふべし。こゝを以て日本臣民の所有權の如きも種々の法律に依りて制限さるゝなり。各國の制度も亦或場合に於て法律の所有權を制限する事を認む例之鑛山山林等に關する法律を以て所有權を制限し、或は軍備上の必要より之を制限するが如し。而して其重なるものは土地收用法是なり。此法律は千八百四十一年佛國に於て始めて制定したる以來各國に於て大抵之を定め我國も亦明治廿三年法律第十九號を以て之を定む。抑も此法律は公益の爲めに土地を收

用する事を規定したるものにして其要點は第一公益の爲めに必要なることを認定する權利の所在を定め英國に於ては國會此權利を行ひ歐洲大陸及び我國に於ては内閣の權内に屬す。第二賠償の方法を定む。則ち公益の爲めに一個人の所有權を侵すと雖も其損害を賠償せざるべからず。而して其損害の額を定むるに就ては種々の方法を定む。第三損害の額を確定したる後之に服せざるものある時の爲に之に關する訴訟の手續を定む。帝國憲法制定以後所有權の侵害に就て初めて起りたる憲法違反の問題は第四議會に於ける官吏俸給納付問題は是れなり。官吏の俸給は諸種の法律殊に彼の所得税法の如き其所有權内の者たるを認む。故に法律に依らず敕令を以て之れが納付を命したるは本條規定に抵觸すると多辯を俟たずして明かなりと云ふべし。

第二十八條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル

ノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ

有ス

我國人は本來宗教に熱心なる事泰西人の如くならず。左れば國史中信仰の自由

に關する事件を見る事極めて稀なりと雖も、泰西諸國の歴史は其大部を宗教問題の爲めに占められたりと云ふも敢て過言にあらず。而して憲法の祖國たる英國に於ても宗教問題と政治問題と混同して自由民權を主張するもの概ね基督新教を奉し君主專制を唱ふるものは多く羅馬舊教を奉するが如き傾きあり。從て政治上の自由を得ると共に信仰上の自由を得んとしたるは英國に於ける民黨の大主眼なりき。思ふに信仰自由は即ち良心の自由なるか憲法が之を確保すること他の自由を確保するが如くならざる可らざるや論を俟たず。否一層大切に保護せざる可らざるなり。然り而して信仰は専ら人心に關し國法の關涉すべき限にあらざると雖も、其外部に表はれて安寧秩序を妨ぐるが如き事あるか、若くは臣民たる義務に背く時は國家は之に關涉せざるべからず。

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作

印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

言論は言語を以て思想を表はすを云ふなり。著作は書籍を以てするを云ふなり。印行は新聞雜誌を出版するを云ふなり。集會は一時の目的の爲めに數人の會合

するを云ひ、結社は一定せる永久の目的の爲め數人の共同するを云ふ。是等の事情政治及社會の上に勢力を行ふものにして之れに自由を與へ、以て思想の交通を發達せしめ、人文進歩の爲めに有益なる資料たらしむるは蓋し立憲國の本分なりと云はざる可らず。而して抑も是等諸種の自由の爲めに紛骨碎身し今の所謂立憲國の人民をして其餘慶に依るとを得せしめたるは偏に英國人の賜なり。英國憲法史を繙かば彼等が如何に此等自由の爲めに努力したるかを知らざるを得ん。本條を案するに曰く、日本臣民は法律の範圍内に於て是等諸種の自由を有すと。之を解釋する者曰く、是等の所爲は容易に濫用すべき銳利なる器械たるを以て是れに依りて他人の榮譽權利を傷害し治安を妨げ罪惡を教唆するに至りては法律に依りて之を處罰し、又は法律を以て委任する所の警察處分に依り之れを防制せざるを得ざるは是れ亦公共の秩序を保持するに出づるものなり云々。蓋し思想の未だ外部に表はれざるに當りて之れを各人の自由に任すと勿論なりと雖も、既に外部に表はれ人心を動かすに於ては或は法律を以て之を制限するの必要あるべく、集會結社の如きも亦國家の權利を害し、又社會の安寧を亂すの虞あり

るに於ては或は法律を以て之を制限するの必要ありと雖も然れども法律にして
嚴峻に過ぐるときは是等の自由をして有名無實ならしむるの虞あるなり。法律
の範圍内云々とありて而して其範圍極めて狭少なるときは殆んど自由なきと同
じ。我國に於ける彼三條例の如き之を外國の同種類の法律に比する時は頗る嚴
酷に過ぐるが如し。要之本條の精神は可成法律を寬にして可及完全の自由を得
せしむるにあるや勿論なりとす。

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所

ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

本條は所謂請願の權利を確保したるなり。請願は各個人の利益にかゝると又は
公益に係るとを問はず總て臣民より國家に對して爲すところの請求を云ふ。請
願を爲すに當りては天皇陛下各官衙又は議院の何れに爲すも請願者の好む所に
任すと雖も官廳の職權内にあると又は天皇親行の大權に屬するとの外は多く議
院に對して爲すを至當とす。外國の狀況を見るに請願の權利は十九世紀に至り
て大に發達し、貴重なる立法の端緒之に依りて開くると頗る多く其勢力の大なる

は皆人の認むる所なり。請願を爲すに當りては勿論相當の敬禮を守り無禮の言
語其中にあるべからず。敬禮に關すると及び諸種の規定は議院法及び衆議院規
則に載せて審かなり。

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變

ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコ

トナシ

帝國憲法第二章に掲ぐる所の以上の條規は臣民の權利を確保する爲なりと雖も、
然れども非常の場合即ち外國と開戦するか又は内亂の起りたる等の場合に於て
は非常の處置を必要とす。此時に於て法律の名文に拘はらず臣民の權利を侵す
も尙ほ一國の存立を謀るは元首たる者の權利にして且つ義務なり。是決して人
民の權利を輕んずるか爲にあらず。一個人の自由に比すれば國家の存立遙かに
大切なるか故のみ。然れどもかゝる場合に於て臣民の權利を侵すの度は必要の
度に超ゆべからず。之を侵すと甚たしきに過くれは當局者其責を免るゝを得ず。
本條天皇大權の施行とあるは緊急勅令を發し、戒嚴令を宣告するの權利を云ふ。

是等の権利を行ふに當りて本章規定の制限を受けずと云ふは即ち本條の精神に外ならず。各國の憲法或は此事を明示し或は明示せず。然れども之を明示せざる場合に於ても國家非常の時に際し法律及び臣民權利の一部を犠牲に供するの必要を認めざるにあらず。憲法の正條に非常權利を掲げ其要件を示すものは非常の時期の爲めに憲法上の空缺を遺すを欲せざるが爲めなり。而して之を不言に附し置くの國は臨機の處分を以て憲法區域の外事件後に於て議院の判決を請ひ其違法の責を解かんとするに過ぎず。

第三十二條

本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ

紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行

ス

蓋し軍人も無論日本臣民なるが故に本章に定むる權利義務を有すると當然なりと雖も軍人は一般臣民とは異りて國家に對し特別なる權利義務を有するのみならず軍規の下にありて軍法軍令を遵守する第一の義務を有するを以て本章に定むる權利義務にして軍法軍令と牴觸するときには軍人は軍法に準行せざるべから

す。即ち現時の軍人は集會結社し軍政又は政治を論議するの自由を有せず政治上に關しては言論著作印行請願の自由を有せざるの類是れなり。

第三章 帝國議會

此章は帝國議會の成立及び權利の大綱を掲ぐ。議會なるものは皆に立法に參與する而已ならず併て行政を監視するの任を負擔す。故に憲法義解に示したるが如く、我憲法及び議院法は議會の爲めに左の權利を認めたり。一に曰く、請願を受けるの權二に曰く、上奏及建議の權三に曰く、政府に質問し辯明を求むるの權四に曰く、財政を監督するの權凡そ是れ等は行政監視の職務を盡す爲めに有する所の權利にして外に立法機關たる職分あるとは論を待たず。

第三十三條

帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成

立ス

本條は我帝國議會の上下二院を以て成立するものたるを示したるなり。蓋し帝國議會なる名稱は兩院を併稱したるものにして、英國に於てはパリアメントと云ひ、米國に於てはコングレスと云ひ、荷蘭に於てはステート、ゼキラルと云ひ、西班

牙に於てはコルチーズと云ふと全む。抑も議會なるものは 그리스 及び羅馬の諸國に於て已に之ありしと雖も、而かも彼の議會は人民自ら集會するの場所にして今所謂國會と其性質を同くせず。故に學者大概英國サクソン時代に於けるウイナゲモットを以て國會の始祖と爲す。然れども當時未だ代議の制度行れしに非らず。人民の代議士中央政府の政に參與したるは英國ジョン王の時に於けるセントアルバンスの會議を始と爲し、市府の人民をして其代理者を議會に出さしめたるは英國ヘンリー三世の時に於けるサイモン、デモントモルト伯が召集したる議會を以て始とす。而して貴族及び人民全く代表せられたるは英王エドワード一世の標準國會を以て始と爲す。

本條に依れば我國は議院の二院制を取れるや明かなり。一院制二院制の得失に就ては古來學者間に頗る議論あり。然れども實際に就て之を言へば貴族的分子ある國は概して二院制を取り、貴族的分子なき國と雖も聯邦制度の國に於ては其各州を各州として代表せしめ、人民を人民として代表せしむるの必要あるが爲めに多く二院制を取る。故に一院二院の得失論は其國の沿革に依りて定まると多

く歴史に依りて決定するもの多しと云ふべし。而かも今日の實況を云へば一院の制を行ふ國は希臘國及び瑞西の各州、獨乙聯邦中の小邦國の三三の州等にして其他立意國は二院制を採らざるはなし。

二院制を採る國に於ては其下院を或は庶民院と云ひ、或は代議院と稱し、其名稱異なるも雖も、何れも人民の代議士を以て組織するに於ては一なり。其上院に至りては或は元老院と稱するあり、或は貴族院と稱するあり。其組織も亦異れり。而して本條に於て特に説明を要するは貴族院衆議院に對する關係是れなり。一院制三院制の利害得失は暫く措き三院制の國に於ける貴族院は衆議院と競ふべき性質のものにあらず。憲法の明文上二院の職分に差異なしとするも實際に於ては貴族院の衆議院の補助たる地位に立ち、其過を補ふの職分を盡せば足れり。若し二院相争ふが如きことあらば二院制の利益全く消滅し、官に弊害を遺すに過ぎず。

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ヲ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

牙に於てはコルチーズと云ふと全む。抑も議會なるものはグリース及び羅馬の諸國に於て已に之ありしと雖も、而かも彼の議會は人民自ら集會するの場所に於て今所謂國會と其性質を同くせず。故に學者大概英國サクソン時代に於けるウィナゲモットを以て國會の始祖と爲す。然れども當時未だ代議の制度行れしに非らず。人民の代議士中央政府の政に參與したるは英國ジョン王の時に於けるセントアルバンスの會議を始と爲し、市府の人民をして其代理者を議會に出さしめたるは英國ヘンリー三世の時に於けるサイモン、デ、モントモルト伯が召集したる議會を以て始とす。而して貴族及び人民全く代表せられたるは英王エドワード一世の標準國會を以て始と爲す。

本條に依れば我國は議院の二院制を取れるや明かなり。一院制二院制の得失に就ては古來學者間に頗る議論あり。然れども實際に就て之を言へば貴族的分子ある國は概して二院制を取り、貴族的分子なき國と雖も、聯邦制度の國に於ては其各州を各州として代表せしめ、人民を人民として代表せしむるの必要あるが爲めに多く二院制を取る。故に一院二院の得失論は其國の沿革に依りて定まると多

く、歴史に依りて決定するもの多しと云ふべし。而かも今日の實況を云へば一院の制を行ふ國は希臘國及び瑞西の各州、獨乙聯邦中の小邦國の二三の州等にして其他立憲國は二院制を採らざるはなし。

二院制を採る國に於ては其下院を或は庶民院と云ひ、或は代議院と稱し、其名稱異なるも、雖も何れも人民の代議士を以て組織するに於ては一なり。其上院に至りては或は元老院と稱するあり、或は貴族院と稱するあり。其組織も亦異れり。而して本條に於て特に説明を要するは貴族院衆議院に對する關係是れなり。一院制二院制の利害得失は暫く措き二院制の國に於ける貴族院は衆議院と競ふべき性質のものにあらず。憲法の明文上二院の職分に差異なしとするも實際に於ては貴族院の衆議院の補助たる地位に立ち其過を補ふの職分を盡せば足れり。若し二院相争ふが如きことあらば二院制の利益全く消滅し昏に弊害を遺すに過ぎず。

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族 華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

本條に依りて見るに我貴族院は皇族、華族及び勅任議員の三種より成るものなり。憲法は嘗に此の大體の組織而已を規定し其詳細に至りては貴族院令を以て定むるものとす。而して貴族院令なるものは極めて特種の性質を有するものなり。是れ勅令の如くにして尋常の勅令とは異なり法律の如くにして亦法律ならず。貴族院令第十三條に曰く『將來此勅令の條項を改正し又は増補する時は貴族院の議決を経べし』と。即ち此箇條に依りて觀れば純然たる勅令の如く全く議會の協賛を要せざるものに非ず。然れども之を變更するには貴族院の議決必要にして衆議院は之に係せず故に之を目して純然たる法律となす能はざるなり。要するに貴族院令なるものは一種の勅令にして便宜上其改正増補の手續を鄭重にし貴族院の議決を要すと定めたるなり。

貴族院令に依れば貴族院は實に保守の原素より成立す。第一皇族の男子にして成年に達したるもの、第二公侯爵を有し滿二十五歳に達したるもの、第三伯子男爵を有し滿二十五歳に達し其同爵中より撰舉せられたるもの、第四國家に勳勞あり又學識ある三十歳以上の男子にして勅任せられたるもの、第五各府縣に於て滿三

十歳以上の男子にして土地或は工商業に就き多額直接國税を納附するもの、十五人中より一人を互撰し其撰舉に當り勅任せられたるものは是れなり。右の中皇族と華族とは此條例に合すれば其議員たるを得ると雖も第四、第五の種類は勅任を待ちて始めて議員の資格を得。特に第五の多額納稅議員は撰舉の爲めに資格を得ずして勅任の爲めに資格を得るなり。左れば多額納稅議員の撰舉は所謂公撰にあらずして推撰なり。

外國に於る貴族院の組織は區々にして一定するとなし。英國の如きは僧貴族及俗貴族の二種に分れ前者は大僧正と僧正とにして後者は大英國の公侯伯子男爵及愛蘭と蘇格蘭との代理貴族なり。其中大英國の貴族は世襲にして蘇格蘭の貴族は議會毎に撰舉せられ愛蘭の貴族は生涯撰舉せらる外に法律貴族と稱せらるゝもの二人あり。是れ貴族院の法律事務を司らしむるが爲めに一代の間舉げて貴族院の議員となすものなり。

普魯西亞は貴族院議員たるもの三種に分かる。第一成年以上の親王、第二國王の勅任に係る世襲及終身の議員、第三選舉權所有者に推撰せられて勅任せられたる

ものなり。

獨逸帝國は北米合衆國の如く聯邦國なりと雖も其趣は異れり。獨逸帝國の上院は聯邦議員を以て組織す。而して其職掌は立法のみに止まらず行政のにも亦關係するなり。今其組織を觀るに各部の全權委員總數五十八人にして其中普魯西亞十七人、バヴリヤ六人、ザクセン及ブランデンブルグ各四人、プファルツ及ヘッセル各三人、メクレンブルグ及シペリー各二人、其他は各一人を出すものとす。北米合衆國に於ては其元老院は獨逸の如く聯邦を代表するものなりと雖ども而も其議院は各州の大小に依りて異なることなく、各二人を出すものとし、其選舉は復撰にして各州の立法部之を選出す。佛蘭西の上院は各縣及殖民地より撰擧する代議士を以て組織し、其人數は法律によると雖も各縣少くとも二名以上を出し多くとも十名以上を撰擧するを得ず。但し一二の縣及び殖民地は一名を出すべし。議員の在職年限は九年にして三年毎に三分の一を改撰する方法なり。上院は或は貴族院たるものあり、或は元老院たるものあり。又聯邦會議たるものあり、其國の事情によりて性質を異にするものなり。

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公撰セ

ラレタル議員ヲ以テ組織ス

本條は衆議院の組織の大體を規定し、其説明は撰擧法に譲り、此所には只た公撰の議員を以て組織するものなるを而已規定したり。蓋し撰擧の方法は時世の變遷に依りて多少改良せざるを得ざればなり。故に日本憲法の如き硬質の憲法に於ては其大體のみを規定して其他を法律に譲るは最も適當と云ふべし。撰擧の資格は各國多少其制を異にすと雖も、之を大別すれば普通有限の二種とす。但し普通撰擧と雖も年齢又は其他の點に就て制限あり。只財産に於て之れなし。故に有限撰擧は専ら財産に於て有限のものとするべし。

外國の例を案するに英國は有限撰擧國なり。佛國及び獨逸帝國は普通撰擧國なり。普魯西亞は普通撰擧にて複選法を用ひ、米國は各國の定むる所に委す。故に或は普通撰擧法或は有限撰擧法なり。

案するに普通有限兩撰擧の得失に就きては學者間に種々の議論あり。然れども普通撰擧の正理に近きや疑を容れず。如何となれば代議政體の本旨は總てを以

て總てを支配するにあればなり。然れども實際上より論すれば普通撰擧法を實行するの困難は最も大なり。普通撰擧にては下等人民の代議士勿論多數を占むべく、而して其結果多數貧民に利にして財産あり智識ある少數人民に不利なる所の立法頻りに行はれ、且つ彼のデマゴグと稱せらるゝ野心家其間に乘して社會を攪亂するの恐あり。故に學者及び政治家は普通撰擧法を實行し、而かも其弊害を除くの工夫を發見せんことを勉む。

普通有限を問はず左の制限は今日の撰擧に於て實際に行はる。第一國民たるの制限、第二年齢の制限、第三男子たるの制限、第四貴族ならざるの制限、第五救助を受けざるの制限是なり。

衆議院の議員は各國大概任期を異にせり。英國は七年、佛國は四年、普露西は三年、米國は或は二年或は一年等各州に依りて異にせり。又議員の數の如き大概其國の人口に依るを以て各國一樣ならず。英國は六百五十二人、佛國は五百八十四人、普魯西は四百三十人、獨逸帝國は三百九十七人、米國は三百三十三人なり。

此條の説明を終るに臨み議員と撰擧區との關係に就きて一言すべし。元來議員

たるもの各撰擧區より撰出するものなるも然かも其撰擧區の代議士に非らず。近來の學理皆な代議士の全國々民の代議士たることを認め、之を以て一地方の人民の代理人と爲さす。則ち撰擧區なるものは學理上より云へば撰擧をして便ならしむるの方便たるに過ぎず。又代議士は其良心に従ひ自由に發言するものにして彼普通の代人の如く地方の委任を受け其意見を取繼ぐものに非らざるは學理の認むる所なり。

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
案するに我憲法は二院制の主義を採り一院制の主義を採らず。故に若し一人をして二院の議員を兼ねしむるときは二院の主義破毀せらるゝや勿論なり。凡そ二院制の國の其一院の議員をして他の院の議員たるを許すの國あるとなし。英國の如きは庶民院中爵位を有する議員ありと雖も、是れ唯た愛蘭の貴族にして英國の撰擧區より撰擧せられたるもの、又は貴族の子弟未だ其家を相續せざるもの等に限り。

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

君主の獨意を以て法律を制定せず、必らず議會の協賛を要するは立憲の大則なり。故に立憲政體に於ては議會協賛を経ざるもの法律と爲すを得ず。一院の可とする所のもの他の一院に於て之を非とするは又法律と爲るを得ざるなり。本條に於て特に重要な問題は如何なる事物は單に勅令を以て定め得る乎、如何なる事物は法律を以て定むる乎と云ふこと是れなり。此事に關して學者間種々の説ありと雖も事物を以て法律と命令との區域を定むるは頗る難しとす。惟ふに兩者の區域は各國政治發達の程度に従ふと雖も國民の自由權利を侵害するの虞あるものは法律を以て規定するを通則とす。而して憲法の明文により特に法律にあらざれば之を變更するを得ざるは第二の限界なり。此の限界に付きては立憲國と稱せらるるもの殆んど皆な其軌を一にすと雖も、我國の如く從來法律と命令との區域明瞭ならず。同じく布告と稱し布令と稱するもの、内に於て法律の性質を帶ぶるものと否からざる者とあり。思ふに將來に於て兩者の區域に關し多くの爭論を生せん。是れ蓋し始めて立憲の制を立てし國に於ては止を得ざるのとなるべし。

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ 及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

本條は法律案提出の權利英語に所謂イニシエチーアなるものを規定したるなり。英國に於て昔時國會の權利は可否を云ふに過ぎずと解釋せんと試みたる君主ありき。佛蘭西に於て那破翁三世の開きたる議會に於て法律案提出の權利一に君主に存したるとあり。又米國に於ては三權分離の説行はるゝか故に政府は一切の法律案を提出するを得ず。然かれども此等は皆極端にして標準と爲すに足らざるなり。即ち本條の規定の如く政府と議院と各法律案を提出するを得るを以て至當とす。本條に依るときは政府に於て法律案を兩議院に提出するときは兩議院は之を可否し又は修正するを得。若し兩議院に於て或る法律を以て必要なりとするときは各其法律案を提出するを得。而して甲議院之を提出し、乙議院之に同意し、又之を修正して可決したる後、天皇の裁可ある時は其法律と爲ると政府の案と異なることなし。若し法律起草の權、議院而已に假せんか其は實際を通觀するに就て不便利なる地位にあるが爲に或は時世に適當したる法律を制定

する能はさることあらん。若し又政府のみ此權を有する時は議會政府の欠點を補ふ能はず。且つ其善良なる法律を作らんとするの念慮を失はしむるの恐れあり。

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ可決シタル法律案ハ同

會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

本條は前條に規定したる法律案提出權の上に制限を加へたるものなり。即ち政府及び兩議院は貴族院又は衆議院に於て可決したる同一の法律案を同會期中に再び提出するを得ず。思ふに此規定は我憲法のみに限るにあらすして各國或は明文を以て或は實際に於て此事を規定せざるはなし。若し此規定なき時は徒らに會期の遷延を來すの弊あらん。且つ議院の決議を蔑如する嫌あるなり。又兩院に於て可決したる法律案の裁可なきときは同案を同會期中に再提出を得るや否やに就ては明文なしと雖も、本條の精神より考ふる時は之を提出するを得ざるものと判断せざるを得ず。且つ天皇法律案を裁可し玉はざるに當りては特に其事を宣告し玉ふにあらす、議院法第三十二條に據り次の公會期迄に裁可し玉は

ざるときは自ら不裁可となるを以て右の如き疑問實際に於て起るとあらざるべし。

第四十條

兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ就キ各其意

見テ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其採納ヲ

得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スル

コトヲ得ス

本條は兩議院が政府に建議するの權あることを掲げたり。前條に於て規定したるか如く兩議院各法律案を提出するの權を有するが上に、尙ほ建議權を之に與へたるは一に之に依て議院をして政府に注意せしめ、以て其行政監視の職務を盡さしめんが爲めにして一は議院自ら起草するに不便なる法律案を政府に促して提出せしめんが爲なり。即ち議院は此の權利によりて如何なる事件にても建議するを得べし。而して建議を受くる所の政府は必ずしも之を採用するの義務あらす。又議院は先きに建議したる件に付き政府法律案を提出する場合に必らずしも之に同意を表するの義務あらざるなり。然れども徳義上より之を言へば政府は勉

めて議院の建議を容れ、議院は勉めて前に建議したる事項に關する法律案を通過せしむ可きや論を待たず。本條に於て同會期中に再度の建議を爲すを禁じたるは紛議若くは脅迫に涉るとを豫防するが爲めなり。

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

議會を召集するは天皇の大權なり。然るに本條に於て毎年之を召集することを定めたるは憲法を以て議會の成立を確めたるに外ならず。議會を毎年召集するは各國皆其揆を一にする所にして、譬へは普魯西憲法か其第七十六條に於て、澳大利憲法か其第十條に於て規定せるが如く、大概憲法の明文を以て之を定む。

然れども古來の歴史を按すれば君主議會の召集を怠りたるが爲めに官民の大軌轢を生じたる實例は少なからず。英國憲法史を案するにゼームス一世チャールス一世の如き議會を解散したる後に於て再び之を召集せず、甚だしきは十數年の間議會を開かさりしか如き實に英國内亂の一大原因たりしなり。

右の如く英國は他國の憲法をして此箇條を明記せしむるに付きて尤も與りて力ありと雖も法文を以て毎年開會の事を規定せず、而かも彼の毎年歲計豫算を議し

其分配の法を議する必要と陸軍條例を毎年議決するの必要とは英國の議會をして年々歳々開會せざるを得ざらしむ。即ち前者を議決せざれば政府其收入の道を斷ち後者を議決せざれば陸軍は直に解散せざるを得ざればなり。

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スル

コトアルヘシ

三箇月を以て議會の會期と爲すは一方に於て此帝國の國事を議するに少くとも三箇月の日數を要するを認めたる他一方に於ては會期を定めざるときは徒に議事を遷延せしむるの恐れあるに依れり。蓋し英國の議會の如きは通例二月に召集せられ八月迄開會し。佛蘭西の憲法に由れば兩議院は少くとも五箇月間開會せざるべからず。普魯西の憲法は召集期のみを定めて閉會の期を定めず。米國に於ては事務畢るときを以て閉會の期となし豫め之を定むるとなし。要之外國の議會は或は五箇月、或は六箇月を以て其限期となす。三箇月の會期の如きは最短期なりと言はざるべからず。憲法既に三箇月を以て會期と爲す以上は勅

令と雖も之を短縮するを得ざるは勿論なり。但し之を延長するは勅令を以て爲すを得るは特に本條の規定する所なり。又彼の議會の休會若くは停會の日を會期中に算入するや否やに就きては議論ありと雖も、抑も會期は開會の日に始まり閉會の日に畢り其間を三箇月と定めたるものなるを以て休會若くは停會の如き其中に算入するを至當とす。第一期議會以來今日に至る迄の先例も又算入説の至當なるを證すと云ふ可し。

第四十三條 臨時緊要ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外

臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル

第四十一條に帝國議會は毎年之を召集するとあり、毎年幾回之を召集すと云はず。然れども一年一回の會議を開くは此條の精神なるや明なり。去れば場合に依りては議會の通常會期を待つ能はずして特に臨時に之を召集せざるべからざるの必要起る。是れ本條規定の己むを得ざる所以なり。臨時會は通常會と只其時を異にする而已にして其他の點に於ては性質異ならず。又國會解散の後ち憲法第

四十五條の規定に依りて開く所の議會は臨時會と稱すべきや否やに付き一疑問あり。解散の後ち開く所の議會は法文の規定に基き解散の結果として當然開くべき議會なるを以て本條の所謂臨時緊急の範圍内にあらざるべし。我帝國議會の第三議會は性質を特別として臨時議會と稱せられさりき。

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ

兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院

ハ同時ニ停會セララルヘシ

貴族院と衆議院とは所謂車の兩輪の如く、一院閉會若くは停會の場合に於て他の院を開くも法律案を始として凡ての議案兩院を通過する能はず、協賛のこと終らざるか故に到底無益に屬せざるを得ず。故に本條に於て此規定ある所以なり。而して衆議院解散を命せられたるときは貴族院同時に停會を命せらるゝは、貴族院は其議員の多數世襲にあらずんば則ち終身議員にして凡て院の性質永久的なるか故に之を解散するを得ず。然れども衆議院解散中其會議を開くも無効なる

を以て同時に停會を命ずるとなせるなり。
解散に關する一問題は議會の開會中のみならず閉會中に於ても之を爲し得べきや否やと云ふ之れなり。普魯西に於ける千八百六十三年の實例及び二三學士の學說等に據れば閉會中と雖も解散を命ずるを得るが如し。然れども議員選舉せられて一度も開會せざる場合に於て之を解散するを得ず。何となれば解散は當局者か議會の行爲輿論に反するとを認めたる場合に於て始めて爲すを得べき者なればなり。

第四十五條

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ

以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ

五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

本條は議會の爲めに永久の保證を與ふる者にして尤も必要なる箇條と云ふべし。若し憲法にして新に議員を召集するの時期を一定せざるに於ては政府は事實の上にて議會の存立を廢止するを得べきなり。
前きに陳ぶるが如く、英國に於てはヨルク、チユードル、及びスチユアト諸朝の君

主の如きは法律に此規定なきに乗じ、或は數年間或は十數年間議會解散の後ち議員を召集せざりしとあり。本條の規定に關する外國の例を按ずるに英國に於ては解散の時其勅詔の文中に再ひ召集するの事を載せ、大法官に選舉の令狀を發するの權を與ふ。此令狀を發せし後ち三十五日間に必らず選舉を爲すの規定あり。佛蘭西に於ては解散の後二箇月以内に選舉を爲し、其後十日以内に議員を召集せざるべからずとなし、普魯西獨逸の憲法は解散後六十日以内に選舉を爲し、九十日以内に議員を召集するの規定あり。

第四十六條

兩議院ハ各其ノ總議員ノ三分ノ一以上出

席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲ス

ユトヲ得ス

本條は開會及議決に必要な議員の定數即ちクヲラムを定む。議會にして假令成立するも議員の出席定數に滿さるときは其議事を無効と爲すなり。茲に所謂總議員とは法律上に於て議會を組織する議員の總數にして出席とは只議院に出席するのみを言ふにあらすして議事を開き、或は議決を爲すの場合に於て現に議

場に出席しあるを云ふ。議員の定数は各國同じからず。英國庶民院の如きは四十名を以て定數となし、其以下なりと雖も議員若くは議長に於て特に注意せざれば其議決は有効なり。佛朗西、亞米利加等に於ては上下兩院共に過半數の出席を要し、普魯西の下院は過半數を定數とし、上院は六十名を定數とす。

第四十七條

兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

過半數を以て議事を決するは其常則なり。而して本條の過半數とは出席議員の過半數を云ふ。可否同數なる場合に議長之を決するは採決票にして議長甲乙二説の何れかに左袒すれば之を以て決議と爲すなり。按ずるに議長は必らずしも採決票を爲すの權を有せず。此の事に關する他國の類例によりて區別するときハ議長にして通常票決權と採決票の權利を併有するものなり。通常票決權あるも採決權なきものあり、通常票決權なくして採決權のみ有するものあり。又通常票決の權利と採決の權と共に之を有せざるものあり。我國の如きは第三種に屬すと雖も英國の上院の如きは第二種に屬し、米國の如きは第一種に屬す。英國の

下院は我國と全し。而して英米二國は議院たるもの必らず可否の一方に投票せざるべからずと雖も佛朗西、普魯西、獨逸及我國の如きは然らざるか如し。

第四十八條

兩議院ノ會議ハ公會ス但シ政府ノ請求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

本條は議會を公開するとを認む。公會とは其院の規則に従ひ衆庶をして議事を傍聽せしむるを云ふ。蓋し議員は衆庶を代表するものなるが故に討論可否之を衆目の前に於てするは至當の事にして、公開主義は代議制度に尤も必要なりと雖も英國の如きは往時王室との軋轢甚だしかりしが爲めに議會を公開するときは却て其獨立を妨ぐるの恐ありとなし、久しく秘密の主義を採り、今日に於ても事實に於ては傍聽を許すと雖も、表面上秘密の主義を採ると既往と異なるとなし。本條に政府の要求又は其院の決議に依り秘密會を爲すを得るとあるは外交の事件又は治安に拘はる事件を議する場合にして特に秘密を要するときに於て傍聽を禁するを得るを云ふなり。

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

上奏は建議と全しく議會が行政監視の職分を盡さんが爲めに其意見希望を表白する場合に用ゆる所の手段なり。而して建議は政府に對して之を爲し、上奏は直に天皇に對して之を爲す。我國には憲法の内に於て大臣彈劾の手續を規定せず。憲法上明かに議會に與ふるに大臣彈劾の權を以てせず。故に上奏の手段は其の目的の爲めに用らるゝことある可し。議會上奏を爲すに就ては憲法別に制限を設けざるが故に此手段に據りて大臣の免黜を請ふも毫も不可なかる可し。然れども上奏は屢々行ふべきものに非らず。直接に君主に上奏すると屢々なるに於ては君主無責任の主義を傷くるの恐れあればなり。

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クル

コトヲ得

第三十條に於て人民に請願の權利のあるとを規定し、而して本條に於て兩院之を受くるの權を規定し、則ち此と彼と連關して存するものなり。凡そ人民の爲す所の請願は議院のみに提出するに限らず、行政官衙に請願するも亦妨げなしと雖も、

多くは議院に向つて之を爲し、以て立法の端緒を開き、或は之をして行政部の注意を促さしむ。議院法の規定によれば請願を受くるときは先づ請願委員をして之を調査せしめ、其内院議に附す可しと決したるものを議會に報告し、議會之を採用すべしと決するときは或は之を政府に廻送し、又は廻送せずして議會自ら之を以て立法の端緒を爲すを得べし。凡そ請願に關する手續は議院法第十三條に規定するが故に就て見るべし。

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ

ノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

内部の整理に必要な諸規則とは議長候補者の推選、議長及事務局の職掌、各部の分課、委員の選舉、委員の事務、議事規則、議事記録、請願取扱規則、議員請暇規則、議會の計の類を云ふ。即ち衆議院に於ては衆議院規則、貴族院に於ては貴族院規則、此等の事項を規定す。抑も議院が其内部に必要な規則を定むるは其獨立を維持するが爲めに尤も必要にして是れ亦英國のパーリアメントが諸國の議會に先ち行

ひたる所の特権なり。英國に於ては此等の規則中一會期中有効なるものあり、又は永久に効力を有するものあり。其永久に効力を有するものと雖も議院は何時にても之を改正するを得。我國に於ては凡議院規則に規定したることを議員自ら改正するに非らずんば効力を失はず。

第五十二條

兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セララルヘシ

本條は議員に尤も必要なる言論自由の權利を規定したるなり。此權利を得るが爲に如何なる辛酸を英國の議會か嘗め來りたるかは其憲法史に依り詳に知るを得べし。今日に於ては此權利は彼の所謂議長の請求する特権と稱するもの、第一に算入せられ次の箇條に規定する捕縛の自由と共に英國議院の尤も貴重なる權利と認めらる。而して今や宇内各立憲國の議會此權利を有せざるものなし。

本條に議院に於て發言したる意見及表決に付き院外に於て責を負ふとなしどあるは院外の法廷は勿論君主自らと雖も如何ともすべからざるを示したるなり。但し兩議院各自紀律のあるありて之を罰するは勿論なり。即ち本條の意は議院の内部は議院の自治に屬すと云ふ原則を示したるに過ぎず。然れども議員其言論を院外に公布したるときは議員の特権最早之を蔽ふを得べからず。是れ他國に於ても同一にして敢て我憲法のみに限らざるなり。

第五十三條

兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララルコトナシ

本條は議員の特権の一なる捕縛の自由の事を規定したるなり。蓋し此規定なきときは行政權に對し立法權の獨立を全ふするに能はず。議院をして充分其職務を盡さしむる能はず。若し議員にして捕縛せられ得るに於ては行政官は警察官に命し己れに反對なる議員を捕縛し以て人を恐嚇するの弊害あればなり。去れは宇内各國の議會にして議員に捕縛自由の特権を有せしめざるはなく就中英

の如き古來議員に此自由を與ふるのみならず開會の前後四十日間議員の身軀財産及従者の身軀までも自由なるべしと定めたることあり。今日に於て其の従者は此特權を奪はれたれども議員は依然開會前後四十日間捕縛の自由を有するなり。

此條の規定に依れば兩議院の有する捕縛自由の特權は會期間のみ有效にして其前後に至らず。現行犯罪及内亂外患に關する罪は此特權を以て蔽ふと能はず。蓋し現行犯罪は之を捕縛するも罪の爲めにして政府の策略に出でざるや明かなり。又内亂外患の罪は國家に危害を及ぼす恐ありて一日も之を緩ふすると能はざるか爲めなり。又此條の規定に依れば議院にして許諾を與ふるときは如何なる犯罪たりとも捕縛を爲し得るは勿論なり。即ち此二種の例外を除くの外は議院に通知し其承諾を得て後に捕縛し、此二種に限りては先づ捕縛して後ち議院に通知するなり。

英國の例を案するに會期前に捕縛せられたる議員に對し其會期中議院其解免を求むるを得。佛朗西獨乙普魯西の三國に於ては會期前の捕縛に關する場合は

議會に於て如何ともすべからざるものあるに似たり。我國に於て會期前に拘留せられたるものも開會の時解免するを得るや否やに就て一の問題起りたるあり。即ち彼の森時之助事件と稱するもの是れなり。

外國に於ては議員捕縛の自由あるのみならず、又裁判の證人若くは陪審たるを拒むの權利を得る場合あり。此等の事に關しては我憲法は何事をも規定せず。思ふに將來に於て決定すべき疑問なり。

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議

院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

大臣若し議員の資格を以て議場に臨まば或はかゝる規定を要せざるべしと雖も、我國の如く國務大臣及政府委員は議員にあらずして大臣たり。又は政府委員たるの故を以て議院に臨むに於ては殊に此箇條の必要あり。蓋し國務大臣政府委員は責任あるか故に問題の議定に先ち充分に其意見を議院に於て述べざる可らず。而して本條に於ては國務大臣政府委員は何時なりとも發言するを得るとあれども、議院法第四十二條に依れば議院の發言中には發言するを得すとの制限あり。

の如き古來議員に此自由を與ふるのみならず開會の前後四十日間議員の身軀財産及從者の身軀までも自由なるべしと定めたることあり。今日に於て其の從者は此特權を奪はれたれども議員は依然開會前後四十日間捕縛の自由を有するなり。

此條の規定に依れば兩議院の有する捕縛自由の特權は會期間のみ有效にして其前後に至らず。現行犯罪及内亂外患に關する罪は此特權を以て蔽ふと能はず。蓋し現行犯罪は之を捕縛するも罪の爲めにして政府の策略に出でざるや明かなり。又内亂外患の罪は國家に危害を及ぼす恐ありて一日も之を緩ふすると能はざるか爲めなり。又此條の規定に依れば議院にして許諾を與ふるときは如何なる犯罪たりとも捕縛を爲し得るは勿論なり。即ち此二種の例外を除くの外は議院に通知し其承諾を得て後に捕縛し、此二種に限りては先づ捕縛して後議院に通知するなり。

英國の例を案するに會期前に捕縛せられたる議員に對し其會期中議院其解免を求むるを得。佛朗西、獨逸、普魯西の三國に於ては會期前の捕縛に關する場合は

議會に於て如何ともすべからざるものあるに似たり。我國に於て會期前に拘留せられたるものも開會の時解免するを得るや否やに就て一の問題起りたるあり。即ち彼の森時之助事件と稱するものは是れなり。

外國に於ては議員捕縛の自由あるのみならず、又裁判の證人若くは陪審たるを拒むの權利を得る場合あり。此等の事に關しては我憲法は何事をも規定せず。思ふに將來に於て決定すべき疑問なり。

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議

院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

大臣若し議員の資格を以て議場に臨まば或はかゝる規定を要せざるべしと雖も我國の如く國務大臣及政府委員は議員にあらずして大臣たり。又は政府委員たるの故を以て議院に臨むに於ては殊に此箇條の必要あり。蓋し國務大臣政府委員は責任あるか故に問題の議定に先ち充分に其意見を議院に於て述べざる可らず。而して本條に於ては國務大臣政府委員は何時なりとも發言するを得るとあれども、議院法第四十二條に依れば議院の發言中には發言するを得ずとの制限あり。

り。又政府委員は討論終結後に發言するを得るや否やは一問題なりと雖も、案ずるに本條の規定あるを以て討論終結の後と雖も發言する權利ありとせざる可らず。但し討論終結後に於て政府委員發言するときは討論終結の決議は自然に消滅し、議員は引續て討論するを得るものと解釋せざるべからず。

第四章 國務大臣及樞密顧問

本章は國務大臣輔弼の任と其責任を明かにし、且つ天皇の最高顧問たる樞密顧問官のとを規定せり。

第五十五條

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ

國務大臣ノ副署ヲ要ス

本條は憲法中最も緊要なる箇條の一なり。憲法義解は大臣の責任を以て憲法及び法律の支柱なりと云へり。泰西の學者は大臣責任を以て國家構造の基石なりと云へり。

本條を説明するに當りては先づ責任の何たるを説かざるべからず。本條に所謂

責任とは民法上及刑法上の責任を云ふにあらずして公法上の責任及政治上の責任を指すなり。國務大臣は其發する所の法令の形式上及び性質上法規に牴觸するや否やに關し責任あり。又職務上の處置國家に有益なりや否やに付て責任あり。

責任の性質は右の如くなりと雖も國務大臣は何人に對し責任を負ふものなりや。之れ次に窮めざるべからざる問題なり。國務大臣は君主之を任命し給ふ故に先づ之に對し責任を負はざるべからず。然れども國務大臣は又一般に人民に對して責任を負ふを要す。惟ふに立憲政治は責任政治なり。憲法第三條を案するに曰く『天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラス』と即ち其無責任なるを示せり。責任政治に於て君主無責任にして大臣又無責任ならば何人乎人民に對して其責任を負はんとするか。之に依りて之を觀れば本條に所謂其責に任すとは立憲政體の骨髄たる君主は無責任なれども大臣は責任あるの主義を表明せるものなるや明かなり。國務大臣は其責に任す。然らば即ち如何にして其責に任せしむるか。惟ふに其方法は古來一ならずと雖も、然れども之を大別して彈劾法、裁判法及更迭法の三種

とずるを得べし。彈劾法とは古來英國に行はるゝ法にして下院委員を選みて上院に大臣を告訴せしめ、上院其有罪無罪を判決する方法なり。此方法は被告たる大臣を傷くると甚たしく而かも弊害を未然に防く能はざるの不便あるが故に今は多く行はれず。第二の裁判法は多く歐洲大陸に行はるゝ者にして大臣責任法なる法律を以て責任の事項之を審判するの場所起訴者及び起訴の手續等を規定し大臣若し過ちあるときは此法律が定めたる法廷に於て之を審判し有罪と定まるときは相當の罰を加ふるの法なり。大臣責任法なるもの獨逸又は奧太利等にありと雖も實際は行はれず。而して此法は大臣をして公法上の責任を負はしむるを得るも政治上の責任は之を負はしむる能はざるなり。第三の更迭法とは英國を始め政黨内閣の制度ある國に行ふ、法にして議會の多數を得るもの入りて内閣を組織し之を失ふと同時に内閣を退くの法なり。之れ政治上の責任を負はしむるが爲めに尤も便利なる方法にして而かも弊害を未然に防ぎ且つ大臣を傷くると甚たし少なし。左れば帝國憲法の此個條をして有効ならしめんには更迭法の一日も早く行はれんとを望まざる可らず。

次に副署のとに就て説明せん大臣の副署は一方に於て諸例に形式上の効力に與へ又一方に其責任者を定むるか爲めになさしむるなり。故に副署たる大臣は其事項に付て責任を有するか故に場合によりては副署を拒むの權利あると勿論なり。而して責任は副署したる大臣のみ之を負ひ其他の大臣は毫も責任なきやと云ふに必らずしも然るを得ず。凡そ責任には連帶責任と單獨責任との區別あり。而して閣議を以て決したるに付ては國務大臣連帶責任を負ふべくして單獨責任の性質を帶ふるものと雖も内閣員或は進みて連帶責任を帶ふると英國其他の國に於て往々見る所なり。憲法義解は連帶責任を思むと甚たしく其説を爲して云へらく『或は各省大臣に至りては其主任の事務に付き各別に其責任に任ずるものにして連帶責任あるにあらずと云ひ、又或國に於ては内閣を以て團結の一躰と爲し大臣は各個の資格を以て參政するにあらずとし、連帶責任に偏頗するか如きは其弊或は黨縁連結の力遂に以て天皇の大權を左右するに至らんとす』云々と。然れども内閣か其閣議に依りて決したる事件に關し連帶の責任を負ふは勿論至當なりと云はざるべからず。或は曰く『本條に國務各大臣とあるが故に連帶責

任なし』と。之れ固より取るに足らざる説のみ。
 本條を案するに『法律、勅令其他國務に關スル詔勅』とあり。之れに依りて之を見れば彼の詔勅と稱するもの他の法律勅命と憲法上其性質を異にせず、國務大臣之に副署する以上は之に付て責任あり。從て議會は之に關し討議評論するの自由あるや明かなりと云ふべし。

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ

天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

樞密院は陛下重要の國務を諮詢せさせ給ふ所なり。惟ふに行政各部の事に代ては天皇を輔弼する所の國務大臣あり。然るに別に樞密顧問なるものを置くは何の故そと云ふに國家の國家たる所以を全ふするに於て之を置くの必要ありと云ふか爲め也。今其所謂樞密顧問を必要とする要點を擧れば左の如し。

第一 行政の事業にも關せず臣民の意思にも關係なき事件に付て天皇の顧問となるの必要。例之は憲法改正の如し。

第二 政府の意思と帝國議會の意思との衝突する場合に當りて之を調和すると

に關して天皇の顧問となるの必要。例之は兩議院の可決したる法律を執行せざる場合衆議院に解散を命ずる場合國務大臣憲法違背の所置を爲したるとき其責に任せしむる等之れなり。

第三 行政の範圍内に於て職權の争を生したるとき。若し省と省と争あるときは内閣之を決すべしと雖も、若し省と内閣との間に争あるときは天皇之を親裁し玉はさる可らず。而して樞密顧問其諮詢に應ずるを要す。

右の如く樞密顧問の職に三種あり。之れ樞密院を置き樞密顧問を設けたるの理由なりと雖も、然れども責任内閣の實擧がり、政黨内閣の世とならば樞密院は遂に鶏肋となるを免れざるなり。樞密院を必要とする理由の如きは要するに表面上の理由にして實際に於て必要大に減ずるに至らん。左れば外國の例を案するに樞密院なるもの有名無實ならざるは殆んど稀なり。例之は普魯西に於てはケハム、スタールト即ち樞密院は千八百十七年始て建設せられたる當時に於ては頗る勢力を振ひたりと雖も内閣の組織確立するに及びて其活動の力大に減じ遂に無用視せらるゝに至れり。英國に於ては之をプリヴィー・カウンシルと云ひ當

今の内閣の先祖にして萬般の政治を掌握したりと雖も、内閣之に代はるに及びては其勢力頓に衰へ現に僅かに空名を存するのみ。

第五章 司法

司法權は法律の定むる所に従ひ正理公道を以て臣民の權利の回復を判斷するを司るなり。往時の政治の管外なる時代に於ては司法行政の區別判然たらず、從て弊害多かりしと雖も、文化の進むに従ひ二者職掌を異にし構成を分ち互に相干涉せざるに至り立憲政體に一大進歩を來したり。

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判

所之ヲ行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

司法權とは裁判權を云ふなり。他國の憲法に於ては國家の權力を立法、行政、司法の三部に分ち、司法權を以て立法、行政の二種と鼎立せしむと雖も、我帝國憲法に於ては此鼎立の主義に依りたるにあらず。司法權も亦主權の發動の一にして主權の發して行政權となるもの之を政府に委任し、司法權となるもの之を裁判所に委

任すと云ふの理由より區別したるに過ぎず。本條の天皇の名に於て裁判所之を行ふとあるは裁判所天皇に代りて天皇の名を以て之を行ふの謂なり。蓋し天皇の委任を受けて行ふ所のもの裁判所に限らず。然るに獨り本條に於て此明文を掲げたるは抑も故あるなり。按ずるに司法の眼目とする所は虚心平氣を以て法律を適用するにあり。他に目的とする所あるか爲めに法律の適用を變更するか如きとあるべからず。天皇は平生國家全體を統治するの地位に立ち玉ふが故に國家全體の利害に照し事を判斷するの習慣あり。故に自ら裁判を行ひ玉ふ時は國家全體の利益の爲めに一個人の利益を後にし裁判公正を失ふの恐なきにあらず。故に特に之を裁判所に委任し自ら之を行ふとを避け玉ふなり。之れ實に近世の國家に於ける進歩の一大要點なり。按ずるに歐米の各國此主義に則らざるものは殆んど稀なり。其古代にありては君主自ら裁判を行ふを正則となせりと雖も後遂に爲す能はざるの制とはなせり。昔し英王ジョージ一世自ら裁判所に臨みて判事の爲めに叱咤せられたるとあり。是に由りて之を觀れば本條に所謂天皇の名に於て云々は一面に於ては天皇の御委任により裁判を爲すの義を示

し他の一面に於ては天皇自ら裁判を爲し玉はさるの意味を表はしたるものなり。

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者

ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ所分ニ由

ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判官は法律を主持し公平に臣民の訴訟を裁判すべきものなるが故に法律上正當の資格なかるべからず。且つ之をして公正なる裁判を爲さしめんとするには威權の干渉を離れ不羈獨立の地位に立たしむるを要す。故を以て裁判は第一に法律に依りて定めたる資格あるものにあらずんば爲す能はさるを規定し次に刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外免職せられざる旨を規定したるなり。言を換へて之を曰へば裁判官の任免は他の官吏の如く勅令を以て其條件を規定せず、共に法律に依るとを規定せるなり。即ち本條あるによりて司法權の獨立初めて全きを得たるなり。

本條に依れば裁判官は終身官たると明かなりと雖も、裁判官なる文字は判事其者を指すに過ぎずして檢事を含まさることを知らざる可らず。檢事は行政官なるが故に上官の命令に隨ふべきものにして其身分本條規定の外にあり。又本條に刑法の宣告とあるは重罪輕罪の宣告を受け、其結果として公務に就く能はさる場合を云ふ。故に有罪の宣告を受けたりとするも公務に就く能はさるの結果を生ぜざるの場合、即ち罰金、科料等を課せらるゝ場合は此限にあらず。懲戒處分とは職務上の過失等ありたるときに其職務を免せらるゝを云ふ。精しくは裁判所構成法及び明治二十三年法律第六十八號判事懲戒法に就て見る可し。

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律

ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公

開ヲ停ムルコトヲ得

裁判を公開するは人民の權利に對して尤も効力ある保證なり。裁判公開せらるるときは裁判官自ら其義務を重んじ正理公道によりて裁判を爲すに至るが故に、

何れの憲法國に於ても裁判は公開を以て其原則とす。但し本條に依れば安寧秩序を害する場合に於て之を公開せざるの例外を設けたり。蓋し内亂外患に關する裁判の如き之を公開するときは人心を激昂せしめ、社會の秩序を破るの恐あり。又姦通罪の如き離婚の裁判の如き場合に依りては之を公開するか爲めに風俗を害するの恐れあればなり。本條に對審判決とあるによりて見れば豫審は其内に含蓄せられざるや明かなり。我國は從來白洲裁判の制に依り秘密主義を採りしと雖も、明治八年以來對審判決の公開を許し、司法上に一大進歩を來たしたり。

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

通常裁判所とは民事刑事を裁判すべき所にして特別裁判所とは陸海軍の裁判所等を指す。特別裁判所の管轄に屬すべきものを法律を以て定むとなせる本條の精神は通常の民事刑事を特別の裁判所に於て審判し、無辜の人民に冤罪を蒙らしむるか如き弊を除かんか爲めなり。西洋各國の例を按ずるに、行政官威權を弄して其政敵を特別裁判所に引渡し、不法の判決を爲さしめ以て之を苦しめたるの例

少からず。チエーデル及びスチエアート時代の英國史ボルボン及ナポレオン時代の佛國史等を繙かば其實例枚舉に遑あらざるべし。而して本條の如き規定あるに於ては我國其轍を履むの恐なからん乎。

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限リニ在ラス

本條は行政裁判と司法裁判との區域を明かにせり。抑も訴訟を判定するは裁判所の任なるに別に行政裁判所を必要とする理由如何。曰く、司法裁判所は民事上の争を判決するを以て當然職務と爲す。而して行政裁判所を設くるの理由は、第一司法權に對し行政權を獨立せしめんが爲なり。若し行政官の處分をして司法官の監督を受けしめ、裁判所をして行政の當否を判決せしむるときは行政官の其本務たる社會の便益と人民の幸福とに従て便宜に所分するの餘地を失ふべし。

第二に行政の事項は通常司法官の慣れざる處にして之が判決に任ずるときは甚
 だ危険なり。故に行政の訴訟法は行政の事務に熟達せし人を以て裁判せしむる
 を必要とす。是れ本條に於て行政裁判所が司法裁判所に對し有する所の權限を
 定め司法裁判所は行政裁判所の管轄事務を受理するを得すと定めたる所以なり。
 本條に行政官廳の違法處分とあるに由りて見れば法律又は正當の職權によるの
 處分は訴ふるを得ざるや明かなり。例せば公益の爲めに所有權を制限するの法
 律によりて爲せる行政官の處分は之を訴ふるを得ざるか如し。又本條に權利を
 傷害せられたるの訴訟とあるによりて見れば單に利益を害せられたるとき之を
 訴ふるを得ず。例令は鐵道の布設に付て行政官規定の手續により線路を定め
 る場合に地方の人民他の線路を利益として之を争ふか如きは素より爲すこと
 を得ず。即ち行政裁判所に於ては權利は之を訴ふるを得べきも利益は之を争ふ
 得ず。利益の問題に付ては請願は爲すを得るとも裁判を請ふことを得ざるなり。

第六章 會計

憲法義解に曰く『會計は國家の歳出歳入を整理する所の行政の要部にして臣民の

生計と密接の關係を有するものなり。故に憲法は特に之を慎重して帝國議會の
 協賛及監督の權限を明確にす』と。抑も憲法なるもの、始めて制定せられたるは
 職として會計の監督を嚴密にし、人民無益の負擔を蒙らざらんか爲めなりと云ふ
 も敢て過言にはあらず。世界に於て最初に發布せられたる憲法、即ち彼の大憲章
 の如き其中會計に關する個條尤も多きを見ても其の然る所以は明白と云ふべし。

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律

ヲ以テ之ヲ定ムベシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ
 他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
 國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク
 外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スハ帝
 國議會ノ協賛ヲ經ベシ

租稅を賦課するに當りて議會の協賛を要するは立憲政體の要旨なり。大憲章の
 第十二條を按ずるに曰く『スキウラーヂ及びユードは王の身軀を購ふか、皇太子加

冠するか、皇太女初めて結婚する時の外は一切國民の熟議を経たる後にあらずんば課するを得ず」と。是れ憲法の明文を以て租税を賦課するに當り國民の承諾を要することを規定したる第一例なり。爾後英國の議會は此租税の許諾權を得んか爲めに屢々國王と軋轢し幾多の辛酸を嘗めて漸く其權利を全ふせり。實に英國憲法史は此事に關する軋轢の歴史なりと云ふも過言にあらざるなり。本條を按ずるに租税を課し税率を變更するには法律を以て之を定むとあり。即ち我憲法の主義は年々の豫算を以て租税を議定せず之を永久の歳入と爲すにあり。然るに歐洲各國に於て行はるゝ處の主義に據れば租税は毎年議定する所のものとなし、毎年の議會に於て其全部を議決し、而して議決の効力は單に一年に限るの主義と爲す。憲法義解は此相違を説明して曰く「歐洲中世各國の君主は家事を以て國事と相混じり家産を以て國費に充て、私邑を封殖して其租入を取り以て文武の需用に供給したりしに、其後ち常備兵の設けありて軍需の巨大なると、及宮室園囿の費用等より内庫欠乏するに至り、國中の豪族を召集し、其貢獻を徴して以て歳費を補給するの法を採りたり。是れ即ち歐洲各國に於ける租税の起原にして實に人民

の貢獻寄付たるに過ぎざりき。故に國民は國家飽く無きの徴收を防禦するか爲めに政府をして其必要を證明し、以て國民の承諾を経ることを要せしめ、承諾なければ租税なしとの約束を以て國憲の大則となすに至れり。是れ歴史上の沿革より來る者なり、云々由是觀之我國に於て毎年租税を議決するの主義を取らず法律を以て之を定めたるは歐洲各國と租税沿革を異にするか爲めなりといふなり。而して國家成立の目的は永久なるを要し、從て國家か其永久の存立を保つ爲めに毎年動かさる處の永久の收入あるを要すと云ふの主義、亦法律を以て租税を定むるに與りて力ありしなり。然り而して歐洲各國に於ける實際を案するに、租税の全躰を毎年議決する國は甚だ稀なりとす。英國の如きは此主義を採るとは云へども、而かも實際に於ては地租、海關稅、印紙稅等は毎年議會の議決を待たずして之を徴收し、所謂固定資金の中に之を拂込ましむ、其額は凡歳入の七分の六に當ると云ふ。手數料及收納金は一個人か特に政府の利益を受くる場合に其報酬として政府に納めしむる者にして一般普通の義務として課する所の租税と其性質を異にす。故に是等は法律を以て定むるを要せず、行政命令を以て定むるものとなせり。但

し或種類の収入は其性質租税なるか、將た手数料なるか、頗る曖昧なるものあり、爲に議會と政府と往々意見を異にし、權限の争生す。例令は彼の狩獵免許料の如きは即ち是れなりとす。

國債なるものは國家の會計に不足を生したる時に於て之れを補はんか爲めに募集するものにして其種類一ならざるも、何れも利子の支拂現金の償還を要し、國民の負擔を増加するが故に帝國議會の協賛を必要とす。又紙幣の如きも通常國債と呼ばざるも純然たる無利子の國債なるを以て其範圍内に含蓄せらる。大藏省證券は出納上一時の便益の爲めに大藏省より發するものにて其發行したる年度の歳入を以て支拂を爲す者なり。故に其性質より論すれば國債に屬すとは雖も毎年豫算と共に帝國議會の協賛を経て其發行の最高額を定む。

次に豫算に定めたるものを除くの外、國庫の負擔となる可き契約を爲すは帝國議會の協賛を要す。而して其理由は凡そ國庫の負擔は一度議會の協賛を経るを要すと云ふにある可し。即ち豫算を以て定めたるものは豫算を以て承諾を求め、其他の負擔は別に議會の協賛を必要とするなり。

第六十三條

現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサ

ル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

前條に於て新に租税を課するは必ず法律を以てすべきを定め、本條に於ては現行の租税は更に法律を以て之を改正せざる限りは凡そ従前の租税と、及税率とを以て之を徵收すべきを定む。故に前條と本條とを併せて之を見れば租税の存廢修正は悉く法律を以て定むる原則なり。而して其主旨とする所は前に述べたるが如く國家は其必要の經費に供するか爲めに一定の歳入を費すと云ふに外ならず。茲に現行の租税と稱するものは此憲法が効力を生じたる時に現に行はれ居りたる總ての租税を指すなり。

第六十四條

國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議

會ノ協賛ヲ經ベシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

政府其収入を得るに當りて帝國議會の協賛を経ざるべからざるは立憲政の要旨なり。而して其之を爲すに當りては其年に使用せんとする費額を豫め議會に示し、其同意を請はざる可らず。即ち立憲政體に於ては國家の歳出歳入は政府の獨斷を以て定むる能はず。而して必ず議會の協賛を経ざるべからざるなり。豫算なるもの、學理上の性質に就ては種々の説あり、或は之を法律なりと云ひ、又は然らずと云ふ。何れとも帝國憲法は豫算を法律と認めざる如し。

本條第一項に規定したるか如く、豫算は帝國議會の協賛を経るを以て大原則と爲すと雖も、然れども元來文字の示せる如く、豫め計算を立つる者なるか故に之と決算とを比較して毫厘の差なき能はされは茲に於てか第二項の規定を必要とす。即ち款項に超過する場合、譬へば或る費目を豫め何萬圓、若くは何拾萬圓と定め、而して豫定の額に超過ありし場合、及豫算外の支出、假令は毫も豫期することなく、從て其費目を豫算中に設けざりし、支出の偶然起りたる場合等に就きて相當の規定を爲し置かさるへからず。此る場合には本條の規定の如く、先づ必要の金額を支出し置きて後に議會の承諾を求むるなり。而して其支出相當なるときは議會は元

より承諾を與ふべけれども否らざるときは與ふるとなからん。而して不承諾の場合に於て既に支出したる金額を取戻すに由なしと雖も、然かも當局者之を支出せしとに就て政治上の責任を負はざるべからず。又款項超過豫算外支出等の場合に於て其財源なかるべからず、是れ第六十九條に豫算費の規定ある所以なり。即ち第六十四條第二項第六十九條とは聯關して離るべからざるものなり。

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ

本條に於ては豫算先議の權衆議院にあることを明かにす、之れ英國に於て財政に關する法案は先づ庶民院に於て議す可しと定めたるに則れるなり。加之諸國憲法の大概規定するところの箇條なり。而して其理由とする所は政費は専ら國民の負擔する所のものしにて從て國民の公選になる衆議院に密接の關係を有す、故に之に先議權を有せしむるを至當とすと云ふに外ならず。而して英國及其他の國に於ても衆議院は豫算の先議權を有するのみならず貴族院は豫算を修正するの權利なきを規定す、然るに我國に於ては憲法の明文上は貴族院修正の權を有し、實際に於ても又之を試みたるとあり。然れども是れ元來異常の事にして憲法の德

義より云へは貴族院は可成豫算に嘴を容れざるを至當とすべし。

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨ

リ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

本條は皇室費の事を規定す。皇室經費は國家の元首たる天皇の費用に充つる者にして其尊嚴を保つに欠く可らざる者なるを以て増額の場合にあらすんは議會の協賛を経るを要せざるとなせり。即ち本條に現在の定額とあるは三百萬圓を指すものなり。去れば豫算に於ても決算に於ても皇室費は其金額を示すに止まり、議會は之に對して喙を容るゝとを爲さず、彼の宮内省の定額の如きは皇室費より支出するものなれば豫算中皇室費の科目ありて宮内省費の科目あるとなし。

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法

律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ヲクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スコトヲ得ス

本條は帝國憲法中に於て尤も有名なる箇條なり。如斯箇條は外國の憲法に比類少なく、僅に獨逸聯邦中の小國に其類例あるのみ。

本條を説明するに當りては憲法上の大權に基つける歳出の何たると及既定の意義とを説かざるへからず。茲に憲法上の大權に基つける歳出と稱するは憲法第一章に擧げたる天皇の大權に關する歳出を指すものにして第十條、第十一條、第十三條、第十五條等の大權に基つける歳出を指すものなり。既定の歳出とは大權に基つける歳出中議會が豫算を議するに當つて既に定りあるものを云ふ。即ち本條は憲法上の大權に基つける歳出上新設又は増設にかゝる部分を除き既に定まれる部類にのみ關するなり。然るに之に關する一問題は議會の始めて開くるに當り既定歳出なるものありや、無しや之れなり。政府は明治二十三年八月を以て法律第五十七號會計法補則なるものを發し、憲法第六十七條の大權に基ける既定の歳出とは第一文武官の俸給、及文官退官の資金及其他を指すものなることを明示したり、即ち政府は議會開會の時既定歳出なきを憂へ、之を造りたるなり。然るに會計法補則は各官廳費及通常の修繕費等をも既定の範圍に入れたるが爲頗る議

論を生ぜり。何となれば是等の費目の中には大權の運用に關する費目のみならず、法律命令の實行に關する費用をも含蓄するを以てなり。

法律の結果に由る歳出とは法律を以て豫しめ定めたる費用、例令は帝國議會費用各般の恩給金、裁判所及會計検査院の如き、法律に依れる官衙の費用、及俸給等を云ふ。是等は法律の結果として必らず支拂はさるべからざるものなるを以て法律を改めざる限りは妄りに排除削減するを得ざるとなり。

法律上政府の義務に屬する歳出とは民法上に於て政府に義務を屬する支出を云ふ。例令は國債の利子及償還、會社營業の補助、又は利子保證、公共工事の補助金等に於て元來契約の性質あるが故に恣に排除削減するを得ずとなり。

以上の諸費目は政府の同意なくして帝國議會排除削減するを得ずと雖も而かも政府同意せば固より之を爲すを得べし。然るに或は曰く、官制を改め法律を更ふるが如き結果を引起すべき如き、排除削減は如何なる場合に於ても之を爲すを得べからず、何となれば其結果豫算を以て官制を改革し法律を改正するに當ればなりと。然れども是固より取るに足らざるの議論にして豫算を以て直接に官制

を改革し法律を改むるは固より爲し得べからずと雖も排除削減の自然の結果として官制及法律の改正の結果を見るは止むを得ざると云ふべし、只排除削減の手續を鄭重にし、政府の同意を必要とせるのみ。若し政府同意するときは如何なる大排除大削減と雖も爲すを得べく、官制も法律も同意の結果改正の手續を爲せば可なり。此問題は第一期議會以來議會と政府との一大争點なりしなり。

政府の同意を求むるの時期に就ても亦種々の説あり。或は二院説を取り或は一院説を取る。然れども衆議院の豫算に關する先議權を有して凡て財政の事に付ては貴族院と權利を共にし、又而かすべき理由を有するを以て同意の如きも衆議院に於て政府に求むるを至當とす。

第六十八條

特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ

繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコ

トヲ得

本條は國家の歳出入は毎年豫算を以て定むると云ふ第六十四條の例外なり。豫算の効力は一年に限りて毎年に涉るを得ずと雖も或る種類の事業は一年を以て

は成功せず勢數年に涉らざるべからざるとあり。假令は砲臺建築の如き是なり。此かる事業に對し議會一年のみ其費用に協賛を與へ、翌年に至りて此を協賛せざるが如きと萬一之あるに於ては事業をして中途に廢絶せしむるの恐あり、之を防がん爲に本條の規定を必要とす。

豫算不成立の場合に繼續費のみは存続するものなる歟又豫算全躰と共に不成立となる可きものなるや頗る議論あり。一方の論者は繼續費は固より繼續の性質を帶ふる者なるを以て縱令豫算不成立なるも政府は之を支拂ふを得べしと云ひ、他の一方の論者は繼續費の年々の費額は其年の豫算の中に組入れて協賛を請ふものなるを以て例令繼續費の大躰は豫め定まるとするも其年の豫算にして不成立となるときは年々使用すべき繼續費も亦不成立となるべきものと主張す。此議論各一理ありて未だ確定に至らず。

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又

ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

本條は前に述ふるか如く第六十四條第二項に聯關したる箇條なり。第六十四條第二項に於て豫算の款項に超過し、又は豫算の外に生したる支出ある時は後日帝國議會の承諾を要する旨を規定し、而して本條に此かる場合に支出する財源を定めしなり。

會計法に依るに豫算の不足を補ふが爲めに設けたる豫備費を第一豫備費と云ひ、豫算外に充つる爲に設けたるを第二豫備費と云ふ。此二種の豫備費を豫算中に設けて豫め議會の協賛を經、而して必要の場合に其中より支出を爲し、後に議會の承諾を求むるなり。

豫算の不足を補ひ、若しくは豫算外の費目に充つるには必らず豫備費を以て支出せざるべからず。豫備費以外に如何なる財源あるも行政官は獨斷を以て之を支出し能はざるなり。若し之を得るとせん乎、豫備費の設は遂に無用に歸せん。本條に於て豫備費を設くるとを規定したる所以は其範圍内に於て行政官豫め獨斷の支出を爲し、後に承諾を求むるを得せしめたるものにして此範圍は一步も超ゆることを許さず。彼の第二議會の開くる以前に於て愛岐震災事件に關する救助費

及土木費を剩餘金中より政府獨斷を以て支出したるが如き右の理由によりて違憲の處置と目されたり。

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場

合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條は第八條と同く緊急なる場合に臨時の處分を爲すことを定めたるなり。第八條に於て緊急命令を以て法律に代るべき命令を發するとを得せしめたるが故に、若しも豫算にして法律なるに於ては特に本條を掲ぐるの必要なしと雖も其の然らざるが故に本條を以て特に規定したるなり。本條により政府が非常處分を爲すに當りては必ず二條件の存するを必要とす。第一内外の勢狀に因り帝國議會を召集する能はさると第二國家をして危害に陥らしむるの恐あると是れなり。

即ち豫算に不足あるか又は豫算外の支出を必要とする場合には政府は第六十四條第二項に由り豫備費の内より相當の支出を爲すべしと雖も若し豫備費を以て補ふ能はざる時は其以外には獨斷を以て處置すべき權力なきを以て止むを得ず通常會の開會を俟つか又は臨時議會を召集し協賛を求めざるべからず。而して若し内外の狀形に因り議會の召集到底爲し能はさるが如き場合に於て始めて本條の規定により臨機の處分を爲すとを得るなり。而して此場合には必ず次の會期に議會の承諾を得るを要す、彼の豫備費支出の場合の如く漫に後日承諾を求むべしとは規定せざるなり。

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算

成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

豫算は一定の手續を経て成立するものなり、若し其手續を履ますして無豫算と成る場合に於ては本條に依り前年度の豫算を施行せしむ。本條に豫算を議定せずと云ふは議會自ら豫算を議決するとを爲さず、而して閉會に至るを云ふ假令は議

會が政府を信用せずして豫算を議せざるが如き場合を指すなり。豫算不成立は豫算不議定と異なる所あり。蓋し豫算の成立せざる場合は第一兩議院の一に於て豫算を廢棄したるとき第二は議會未だ豫算を議定せざるに閉會又は解散を命ぜられたる場合は是れなり。豫算の不議定及不成立の場合に於て前年度の豫算を施行する理由は國家の存立と行政機關の運轉との爲めに一日も欠くべからざるものなり。然るに議會之を議定せずして政府を苦しむるが如き場合あるを以て豫め之を防かん爲めなり。外國の例を按ずるに普魯西に於ては一千八百六十年より全六十六年に至るまで豫算成立せざりし爲め宰相ビスマルク侯は議會の協賛を経ずして豫算を定め大に議論を惹起したるとあり。當時ビスマルクは議會か豫算を議定せざるは議會の罪にして其舉動國家の目的に反すと云ふの理由を以て此かる非常手段を行へり。我憲法は此かる衝突を豫め避けんが爲めに本條を掲けたるなり。然れども本條の規定の如きは頗る異例にして他國の憲法には多く此類を見ず。

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ

検査確定シ政府ハ其ノ検査ノ報告ト俱ニ

之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之

ヲ定ム

本條は決算の事を規定す。惟ふに豫算は會計の始にして決算は會計の終なり。議會か會計を監督するに期前監督、期後監督の二種あり。期前監督とは次年度の豫算を承諾するを云ひ、期後監督とは経過せる年度の決算を審査するを云ふ。而して此期後の監督を受くるが爲めに政府は會計検査院の検査を経たる決算を其報告と共に議會に提出するの義務あり、惟ふに會計検査院は議院か期後監督を爲すに當りて準備を爲すの所にして専ら政府の爲めに検査するにはあらず。然れども一方に於ては各省の會計を検査するの責任を有するを以て全く帝國議會のみの機關にもあらず。故に會計検査院は内閣に屬せずして議會と行政部との上に獨立する所の天皇に直隸す。其組織及職權の如きは明治二十二年五月を以て發布せられたる法律第十五號に審かなり。

第七章 補則

一三八

本章に於ては前六章の内に漏したる事項にして朕裁上別に記載するを便とする諸箇條を臚列したるなり。

第七十三條

將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

本條は憲法修正の手續を定めたるものにして所謂アmendメント、クローズ是なり。抑も此講義の始めに於て我憲法を以て硬質憲法なりと云へるものは此箇條の存するか爲めに於て、即ち我憲法は英國に於ける如く通常法律を改正すると同

一の手續を以て改正を爲すを許さず。第一憲法改正の發議權は天皇のみに存在して帝國議會之を有せず。第二議會之を議するに當りて通常法律案を議する場合は如く三分の一以上の定員を要するに止まらずして三分の二以上の多數を要すると是れなり。憲法改正の手續は各國多少の異同あり。普國憲法第百七條に憲法は法律を制定する通常の方法を以て改正す、但し少くとも廿一日間を隔てて二回の投票を爲し過半数の同意を要す、改正案の提出權は國王及各議院にあると通常法律と同じとあり。佛國憲法第八條には大統領の請求か、又は議員の發議に基つき兩院各自の會に於て憲法改正の必要あるや否やを議し、兩院に過半数以上にて可決すれば兩院の合併總會を組織し、其過半数を以て可決すとあり。米國に於ては兩院の議員三分の二已上、又は各州の立法院三分の二以上の請求ありたるときは特に憲法修正會を召集し、改正議案を發布して各州の立法部四分の三か、或は憲法修正會の四分の三以上の同意を以て之を可決す。已上述べたる所によりて見れば我憲法改正の手續は諸國憲法中殊に鄭重なるものゝ一なるを知るべし。但し我憲法にては事の大體を規定して詳密に涉らざるが故に、將來に於て之

を改正するの必要他國の憲法に比して必らず少かる可しと信ず。

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ

要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更ス
ルコトヲ得ス

皇室典範は皇室の一家憲法なり故に之を改正するに當りて樞密院其議に與り帝國議會は與からず。然れども皇室典範は亦皇室の一家憲法たるの理由よりして憲法の條規を變更するの力なし。要之皇室典範と憲法の條規と相衝突するか如き場合に於ては憲法は固より有効にして皇室典範は之と争ふの力を有せざるなり。

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變

更スルコトヲ得ス

憲法第十七條によれば攝政なるものは天皇の代理者なり、天皇に代りて大權を行使するものたるに過ぎず。されば天皇未だ成年に達し玉はず、攝政を置くの間は

憲法の改正皇室典範の改正の如き國家の本體又は皇室の家法等に變更を及ぼすことを許さず。或は謂らく攝政は臣民なるか故に憲法及皇室典範を變更するを得ざるなりと。然れども其説誤れり、攝政にして攝政たる間は國の元首にして臣民にはあらず、只代理者にして一時大權を行使するの權を委任せられたる者なるか故に憲法及皇室典範を改正するの權なきなり。

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタル

ニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法

令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ

命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

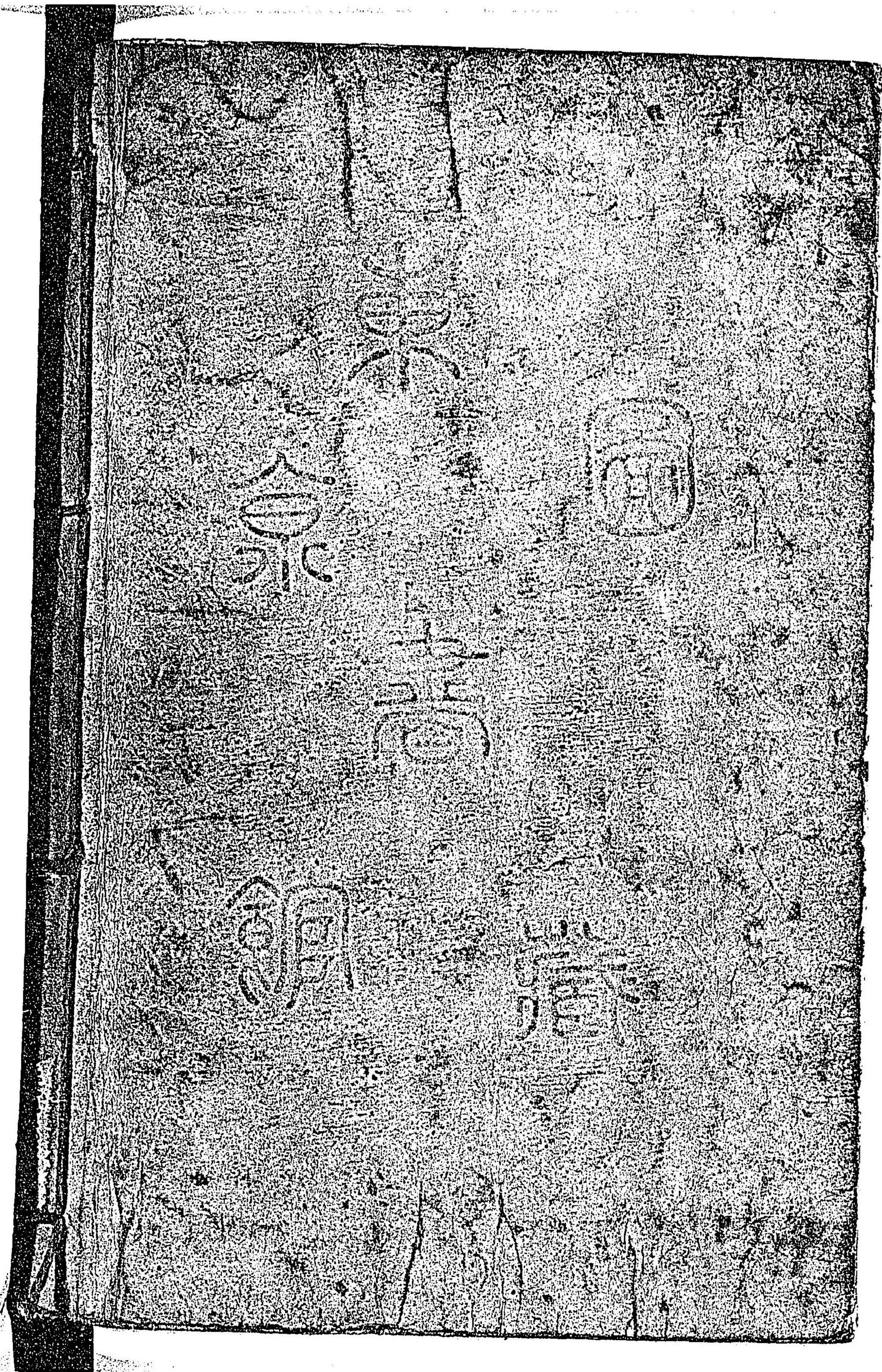
維新以後法令の名稱を異にせるもの擧て數ふ可らず。明治十九年勅令第一號の公文式を以て法律命令を區別せる後と雖も之れが區別を爲すの標準なかりしなり。然るに議會開かるゝと共に二者の區別始て判然し、行政立法の區域爰に於て平明かなるに至れり。然れども今既往に遡りて種々の名稱を用ひたる法令をば

悉く無効ならしむるときは不便實に少なからず、爰を以て特に本條の規定をなし、苟も憲法に矛盾せざる限りは悉く効力あるものと爲せり。法律命令の區域判然たらざる時に於ては法律として發すべきものを命令として發布したるの類少からず。從て之を改めざる時は議會の議限を縮むるの恐ありと雖ども從來の法令を廢し、或は其性質を改むる等のことは將來何時にても議會の爲し能ふ所なるを以て此箇條を存するが爲に立法權の伸縮を生ずるの恐無るべし。

歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に準じ排除削減共に政府の同意を要するととなせり。蓋し第六十七條に於て法律上政府の義務に屬する歳出云々の文字のみありて必しも現在の歳出に係る契約又は命令を含まず。故に此規定の必要を生じたるなり。即ち此箇條は一個人又は會社等にして政府に對し既得權を有するものを保護するの意に外ならず。

帝國憲法完結

1/15/25



I
5本

東京專門學校行政科
初八回一年級講義錄

帝國憲法

高田早苗

031714-000-2

工-5本

帝國憲法

高田早苗 / 述

M28?

BBE-0341

